

特定調達品目及び判断の基準等（案）（物品・役務変更箇所抜粋）

3. 文具類

(1) 品目及び判断の基準等

文具類共通	【判断の基準】 ○金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木質の場合は②、紙の場合は③の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。 ①再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 ②間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ③次の要件を満たすこと。 ア. 紙の原料は古紙パルプ配合率 50%以上であること。 イ. 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 【配慮事項】 ①古紙パルプ配合率、再生プラスチック配合率が可能な限り高いものであること。 ②使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ③材料に木質が含まれる場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。 ④材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
-------	---

	注) 文具類に定める特定調達品目については、共通して上記の判断の基準及び配慮事項を適用する。ただし、個別の特定調達品目について判断の基準(●印)を定めているものについては、上記の判断の基準に代えて、当該品目について定める判断の基準(●印)を適用する。また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみにより上記の判断の基準を適用する。
ダストブロワー	【判断の基準】 ●次の要件を満たすフロン類が使用されていないこと。 ①オゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ②ハイドロフルオロカーボン(いわゆる代替フロン)が使用されていないこと、又は地球温暖化係数が140未満の物質が使用されていること。ただし、可燃性の高い物質が使用されている場合にあっては、製品に、その取扱いについての適切な記載がなされていること。

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ステープラー(汎用型)」とは、JIS S 6036 の2.に規定するステープラつづり針の種類 10 号を使用するハンディタイプのものをいう。また、「ステープラー(汎用型以外)」とは、ステープラー(汎用型)以外のものをいい、針を用いない方式のものを含む。

2 「ファイル」とは、穴をあけてとじる各種ファイル(フラットファイル、パイプ式ファイル、とじこみ表紙、ファスナー(とじ具)、コンピュータ用キャップ式等)及び穴をあけずにとじる各種ファイル(フォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、用箋挟、図面ファイル、ケースファイル等)等をいう。

3 「バインダー」とは、MP バインダー、リングバインダー等をいう。

4 「ファイリング用品」とは、ファイル又はバインダーに補充して用いる背見出し、ポケット及び仕切紙をいう。

5 「古紙」及び「古紙パルプ配合率」とは、本基本方針「2. 紙類」の「(2) 古紙及び古紙パルプ配合率」による。

6 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

7 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。

8 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

9 文具類に係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。

10 「消耗部分」とは、使用することにより消耗する部分をいう。なお、消耗部分が交換可能な場合(カートリッジ等)は、交換可能な部分すべてを、消耗部分が交換不可能な場合(ワンウェイ)は、当該部分(インク等)のみを製品全体重量から除く。

11 「粘着部分」とは、主としてラベル等に用いる感圧接着剤を塗布した面をいう。なお、粘着材及び剥離紙・剥離基材(台紙)を製品全体重量から除く。

12 ダストブロワーに係る判断の基準における「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成 13 年法律第 64 号)第 2 条第 1 項に定める物質をいう。ダストブロワーに係る判断の基準②の「地球温暖化係数が 140 未満の物質」使用できる物質は、二酸化炭素、炭化水素ジメチルエーテル及びハイドロフルオロオレフィン

(HFO1234ze) 等。

- 1 3 本項の判断の基準の対象となる「メディアケース」は、CD、DVD 及び BD 用とする。
- 1 4 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。
ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

(2) 目標の立て方

各品目の当該年度の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

5. OA機器画像機器等

5-1 コピー機等

(1) 品目及び判断の基準等

コピー機	【判断の基準】
複合機	<共通事項> ①使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。 ②次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. リユースに配慮したコピー機及び複合機並びに拡張性のあるデジタルコピー機（以下「コピー機等」という。）であること。 イ. 特定の化学物質の使用が制限されたコピー機等であることが含有率基準値を超えないこと。 ③使用済み製品の回収及び部品の再使用又は材料のマテリアルリサイクルのシステムがあること。また、回収された機器の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立されないこと。
拡張性のあるデジタルコピー機	<個別事項> ①コピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機 ア. <u>モノクロ</u>コピー機又は拡張性のある<u>モノクロ</u>デジタルコピー機（<u>カラーコピー機能を有するもの及び大判機</u>を除く。）にあつては、表1-1に示された区分ごとの基準を満たすこと。 イ. カラー<u>コピー機能を有する</u>コピー機又は拡張性のあるデジタル<u>カラー</u>コピー機（大判機を除く。）にあつては、表1-2に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ウ. 大判コピー機又は拡張性のある大判デジタルコピー機にあつては、表3に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ②複合機（インクジェット方式を除く） ア. <u>モノクロ</u>複合機（<u>カラーコピー機能を有するもの及び大判複合機</u>を除く。）にあつては、表2-1に示された区分ごとの基準を満たすこと。 イ. カラー<u>コピー機能を有する</u>複合機（大判<u>複合機</u>を除く。）にあつては、表2-2に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ウ. 大判複合機にあつては、表3に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ③<u>インクジェット方式の複合機</u> ア. <u>インクジェット方式の複合機（大判複合機を除く。）にあつては、表4-1に示された区分ごとの基準を満たすこと。</u> イ. <u>インクジェット方式の大判複合機にあつては、表4-2に示された区分ごとの基準を満たすこと。</u> 【配慮事項】 ①使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。特に希少金属類を含む部品の再使用

	のための設計上の工夫がなされていること。 ③分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ④プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 <u>⑤紙の使用量を削減できる機能を有すること。</u> <u>⑤⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</u> <u>⑥⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</u>
--	--

備考) 1 「複合機」とは、コピー機能に加えて、プリント、ファクシミリ送信又はスキャンのうち、1以上の機能を有する機器をいう。

1-2 「リユースに配慮したコピー機等」とは、製造時にリユースを行なうシステムが構築・維持され、そのシステムから製造されたものであり、以下の「再生型機」及び「部品リユース型機」を指す。

ア.「再生型機」とは、使用済みの製品を部分分解・洗浄・修理し、新品同等品質又は一定品質に満たない部品を交換し、専用ラインで組み立てた製品をいう。

イ.「部品リユース型機」とは、使用済みの製品を全分解・洗浄・修理し、新造機と同一品質を保証できる部品を新造機と同等の製造ラインで組み立てた製品をいう。

2-3 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

3-4 特定の化学物質の使用について含有率基準値は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）の含有率基準値以下に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。

5 「マテリアルリサイクル」とは、材料としてのリサイクルをいう。エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元、コークス炉化学原料化は含まない。

4-6 「大判機」「大判コピー機」「大判複合機」及び「拡張性のある大判デジタルコピー機」とは、幅が 406mm 以上の連続媒体に対応する製品を含み、A2 判又はそれ以上の媒体用に設計された製品が含まれる。

5-7 「希少金属類」とは、昭和 59 年 8 月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された 31 鉱種（希土類は 17 元素を 1 鉱種として考慮）の金属をいう。

6-8 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

7-9 リユースに配慮したコピー機等は、使用済みの製品を回収し、厳密な品質検査を経て生産工程に供給され、当該機器の製造が可能となることから、安定的な製品供給が必ずしも保証されない場合がある。このため、調達に当たり、環境側面に関して調達を行う各機関が特定調達物品等であること以外の入札等の要件を示す場合は、判断の基準の共通事項②ア及びイについて併記すること。

8-10 コピー機等の調達時に、機器本体の消耗品としてトナー容器単体で構成される消耗品を有する場合にあっては、本基本方針に示した品目「トナーカートリッジ」の判断の基準⑤の「トナーの化学安全性が確認されていること」を満たす場合は、特定調達物品等と

同等の扱いとすること。

~~9.1.1~~ 判断の基準＜共通事項＞①については、本体機器への影響や印刷品質に問題がなく使用できる用紙であることが前提となる。

~~10.1.2~~ リユースに配慮したコピー機等の判断の基準の個別事項については、使用済みの製品の回収までに相当程度期間を要することから、表1-1、表1-2、表2-1、表2-2、~~及び表3、表4-1及び表4-2~~の基準を満たす製品が市場に供給されるまでの期間は、表~~6.5~~-1から表~~6.5~~-6の該当する要件を満たすことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。

~~1.1 コピー機、複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機については、平成26年度の1年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成25年2月5日閣議決定）のコピー機、複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機に係る判断の基準を満たすことをもって特定調達物品等とみなすこととする。~~

表1-1 ~~モノクロ~~コピー機又は拡張性のあるデジタル~~モノクロ~~コピー機（~~カラーコピー機能を有するもの及び~~大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
$\text{ipm} \leq 5$	≤ 0.3	要件なし
$5 < \text{ipm} \leq 20$	$\leq 0.04 \times \text{ipm} + 0.1$	
$20 < \text{ipm} \leq 24$	$\leq 0.06 \times \text{ipm} - 0.3$	
$24 < \text{ipm} \leq 30$		
$30 < \text{ipm} < 37$	$\leq 0.11 \times \text{ipm} - 1.8$	基本製品に内蔵されている、 あるいは任意の付属品
$37 \leq \text{ipm} \leq 40$		
$40 < \text{ipm} \leq 65$	$\leq 0.16 \times \text{ipm} - 3.8$	基本製品に内蔵されている
$65 < \text{ipm} \leq 90$	$\leq 0.2 \times \text{ipm} - 6.4$	
$90 < \text{ipm}$	$\leq 0.55 \times \text{ipm} - 37.9$	

備考) 1 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、すべての場合において、算出された ipm 速度は、最も近い整数に四捨五入される。1ipm（分当たりの画像数）とは、1分間に A4 判又は 8.5"×11"の用紙1枚の片面を印刷することとする。A4 判用紙と 8.5"×11"用紙とで異なる場合は、その2つの速度のうち速い方を適用する。以下表1-2、表2-1、表2-2、~~及び表3、表4-1及び表4-2~~において同じ。

2 A3 判の用紙に対応可能な製品（幅が 275mm 以上の用紙を使用できる製品。）については、区分ごとの基準に 0.3kWh を加えたものを基準とする。以下表1-2、表2-1 及び表2-2 において同じ。

3 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用量を判断するための試験方法バージョン 2.0」による。以下表1-2、表2-1 及び表2-2 において同じ。

表1-2 ~~カラーコピー機能を有する~~コピー機又は拡張性のあるデジタル~~カラー~~コピー機（大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
ipm ≤ 10	≤ 1.3	要件なし
10 < ipm ≤ 15	≤ 0.06 × ipm + 0.7	
15 < ipm ≤ 19	≤ 0.15 × ipm − 0.65	
19 < ipm ≤ 30		
30 < ipm < 35	≤ 0.2 × ipm − 2.15	基本製品に内蔵されている、 あるいは任意の付属品
35 ≤ ipm ≤ 75		基本製品に内蔵されている

75 < ipm	$\leq 0.7 \times \text{ipm} - 39.65$	
----------	--------------------------------------	--

表 2-1 モノクロ複合機（カラーコピー機能を有するもの及び大判複合機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
ipm ≤ 5	≤ 0.4	要件なし
5 < ipm ≤ 24	≤ 0.07 × ipm + 0.05	
24 < ipm ≤ 30		≤ 0.11 × ipm − 1.15
30 < ipm < 37		
37 ≤ ipm ≤ 50	≤ 0.25 × ipm − 8.15	基本製品に内蔵されている
50 < ipm ≤ 80		
80 < ipm	≤ 0.6 × ipm − 36.15	

表 2-2 カラーコピー機能を有する複合機（大判複合機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
ipm ≤ 10	≤ 1.5	要件なし
10 < ipm ≤ 15	≤ 0.1 × ipm + 0.5	
15 < ipm ≤ 19	≤ 0.13 × ipm + 0.05	
19 < ipm ≤ 30		
30 < ipm < 35		
35 ≤ ipm ≤ 70	≤ 0.2 × ipm − 2.05	基本製品に内蔵されている、 あるいは任意の付属品
70 < ipm ≤ 80	≤ 0.7 × ipm − 37.05	基本製品に内蔵されている
80 < ipm	≤ 0.75 × ipm − 41.05	

表 3 大判コピー機、拡張性のある大判デジタルコピー機又は大判複合機に係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの移行時間	基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力	待機時消費電力
ipm ≤ 30	30 分	$\leq 8.2\text{W}$	$\leq 0.5\text{W}$
30 < ipm	60 分		

備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。以下表 4-1 及び表 4-2 において同じ。

2 スリープモード消費電力の基準は、本表の基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力に表 5-4 の追加機能に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。以下表 4-1 及び表 4-2 において同じ。

3 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用量を判断するための試験方法バージョン 2.0」による。以下表 4-1 及び表 4-2 において同じ。

表 4-1 インクジェット方式の複合機に係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの移行時間	基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力	待機時消費電力
------------	------------	-------------------------	---------

$ipm \leq 10$	15分	$\leq 0.6W$	$\leq 0.5W$
$10 < ipm \leq 20$	30分		
$20 < ipm$	60分		

表4-2 インクジェット方式の大判複合機に係るスリープ移行時間、基本マーケティングエンジンのスリープモード消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの移行時間	基本マーケティングエンジンのスリープモード消費電力	待機時消費電力
$ipm \leq 30$	30分	$\leq 4.9W$	$\leq 0.5W$
$30 < ipm$	60分		

表5-4 追加機能に対するスリープモード消費電力許容値

追加機能の種類	接続の種類	最大データ速度 r (Mbit/秒)	詳細	追加機能許容値 (W)
インターフェース	有線	$r < 20$	例：USB1.x、IEEE488、IEEE1284／パラレル／セントロニクス、RS232C	0.2
		$20 \leq r < 500$	例：USB2.x、IEEE1394／ファイヤワイヤ／i.LINK、100Mb イーサネット	0.4
		$r \geq 500$	例：USB3.x、1Gb イーサネット	0.5
		任意	例：フラッシュメモリカード／スマートカードリーダー、カメラインターフェース、ピクトブリッジ	0.2
	ファックスモデム	任意	ファクシミリと複合機のみ適用	0.2
	無線、無線周波数 (RF)	任意	例：ブルートゥース、802.11	2.0
	無線、赤外線 (IR)	任意	例：IrDA	0.1
コードレス電話機	該当なし	該当なし	コードレス電話機と通信する画像製品の能力。画像製品が対応するように設計されているコードレス電話機の数に関係なく、1回のみ適用される。コードレス電話機自体の消費電力要件に対応していない。	0.8
メモリ	該当なし	該当なし	画像製品においてデータ保存用に利用可能な内部容量に適用される。内部メモリの全容量に適用され、RAM に応じて増減する。この許容値は、ハードディスク又はフラッシュメモリには適用されない。	0.5/GB
スキャナ	該当なし	該当なし	複合機及び複写機にのみ適用 例：冷陰極蛍光ランプ (CCFL) あるいは、発光ダイオード (LED)、ハロゲン、熱陰極蛍光管 (HCFT)、キセノン又は管状蛍光灯 (TL) 技術等の CCFL ではない他の技術 (ランプの大きさ、又は採用されているランプ／電球の数に関係なく、1 回のみ適用される)。	0.5

電源装置	該当なし	該当なし	標準形式のインクジェット又はインパクトマーキング技術を使用する製品における銘板出力電力（Pout）が 10W を超える内部及び外部電源装置の両方に対して適用される。	$0.02 \times (Pout - 10.0)$
タッチパネルディスプレイ	該当なし	該当なし	モノクロ及びカラーの両方のタッチパネルディスプレイに適用される。	0.2
内部ディスクドライブ	該当なし	該当なし	ハードディスク及び半導体ドライブを含め、あらゆる大容量ストレージ製品が含まれる。外部ドライブに対するインターフェイスは対象ではない。	0.15

備考）追加機能の種類のうち、インターフェース追加機能のファクシミリ機能を含めた許容値の数は 2 以下であり、非インターフェース追加機能の許容値の数は無制限である。

表-6.5-1 リユースに配慮したコピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

コピー速度 (CPM : 1 分当たりのコピー枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード への 移行時間	低電力モード からの 復帰時間	オフモード 消費電力	オフモード への 移行時間	両面コピー機能
$0 < CPM \leq 20$	—	—	—	$\leq 5W$	≤ 30 分	推奨
$20 < CPM \leq 44$	$\leq 3.85 \times CPM + 5W$	≤ 15 分	≤ 30 秒	$\leq 15W$	≤ 60 分	必須
$44 < CPM$	$\leq 3.85 \times CPM + 5W$	≤ 15 分	≤ 30 秒 (推奨)	$\leq 20W$	≤ 90 分	必須

備考） 1 「コピー速度」とは、1 分当たりのコピー枚数（CPM）をいう。以下表-6.5-2 において同じ。

両面コピーについてはコピー枚数を 2 枚と計算する。

大判コピー機を除くコピー機については、A4 サイズの用紙を用いた場合のコピー速度とする。また、大判コピー機については、当該機器の最大サイズの 1 分当たりのコピー枚数を次のように A4 サイズの用紙のコピー枚数に換算してコピー速度を算定する。

- ① A2 サイズの用紙は、コピー枚数を 4 倍すること。
- ② A1 サイズの用紙は、コピー枚数を 8 倍すること。
- ③ A0 サイズの用紙は、コピー枚数を 16 倍すること。

2 「両面コピー機能」とは、自動的に両面をコピー又は画像出力することができる機能とする。以下表-6.5-3 及び表-6.5-5 において同じ。

3 「推奨」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることが望ましいことをいう。以下表-6.5-3 及び表-6.5-5 において同じ。

4 「必須」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることをいう。以下表-6.5-3 及び表-6.5-5 において同じ。

5 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。以下表-6.5-2 から表-5.6-6 において同じ。

6 「オフモード」とは、一定時間が経過した後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。以下表-6.5-2、表-6.5-5 及び表-6.5-6 において同じ。

7 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラム制度運用細則（平成 18 年 1 月 1 日施行）別表第 2 による。以下表-6.5-2 から表-6.5-6 において同じ。

8 低電力モードの消費電力が常にオフモードの消費電力を満たす場合は、オフモードを備える必要はない。以下表-6.5-2、表-6.5-5 及び表-6.5-6 において同じ。

表-6.5-2 リユースに配慮した大判コピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

コピー速度 (CPM：1分当 たりのコピー枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード への 移行時間	低電力モード からの 復帰時間	オフモード 消費電力	オフモード への 移行時間
$0 < \text{CPM} \leq 40$	—	—	—	$\leq 10\text{W}$	≤ 30 分
$40 < \text{CPM}$	$\leq 3.85 \times \text{CPM} + 5\text{W}$	≤ 15 分	≤ 30 秒 (推奨)	$\leq 20\text{W}$	≤ 90 分

表-6.5-3 リユースに配慮した複合機（カラーコピー機能を有するものを含む。）に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (ipm：1分当 たりの画像出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの 復帰時間	スリープ モード 消費電力	スリープ モード への移行時間	両面 コピー 機能
$0 < \text{ipm} \leq 10$	—	—	$\leq 25\text{W}$	≤ 15 分	推奨
$10 < \text{ipm} \leq 20$	—	—	$\leq 70\text{W}$	≤ 30 分	推奨
$20 < \text{ipm} \leq 44$	$\leq 3.85 \times \text{ipm} + 50\text{W}$	≤ 30 秒	$\leq 80\text{W}$	≤ 60 分	必須
$44 < \text{ipm} \leq 100$	$\leq 3.85 \times \text{ipm} + 50\text{W}$	≤ 30 秒（推奨）	$\leq 95\text{W}$	≤ 90 分	必須
$100 < \text{ipm}$	$\leq 3.85 \times \text{ipm} + 50\text{W}$	≤ 30 秒（推奨）	$\leq 105\text{W}$	≤ 120 分	必須

備考) 1 「スリープモード」とは、低電力モードに移行後に引き続き出力動作が行われなかった場合、電源を切ることなしに自動的に切り替えられ連続的に実現される第二の低電力状態をいう。以下表-6.5-4について同じ。

2 低電力モードの消費電力が常にスリープモードの消費電力を満たす場合は、スリープモードを備える必要はない。以下表-6.5-4において同じ。

3 低電力モードへの移行時間は出荷時に15分以下にセットする。以下表-6.5-4から表-6.5-6において同じ。

表-6.5-4 リユースに配慮した大判複合機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (ipm：1分当 たりの出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの復帰時間	スリープモード 消費電力	スリープモード への移行時間
$0 < \text{ipm} \leq 40$	—	—	$\leq 70\text{W}$	≤ 30 分
$40 < \text{ipm}$	$\leq 4.85 \times \text{ipm} + 50\text{W}$	≤ 30 秒（推奨）	$\leq 105\text{W}$	≤ 90 分

表 6.5-5 リユースに配慮した拡張性のあるデジタルコピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (ipm : 1 分当たりの 画像出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの 復帰時間	オフモード 消費電力	オフモード への 移行時間	両面コピー 機能
$0 < \text{ipm} \leq 10$	—	—	$\leq 5\text{W}$	≤ 15 分	推奨
$10 < \text{ipm} \leq 20$	—	—	$\leq 5\text{W}$	≤ 30 分	推奨
$20 < \text{ipm} \leq 44$	$\leq 3.85 \times \text{ipm} + 5\text{W}$	≤ 30 秒	$\leq 15\text{W}$	≤ 60 分	必須
$44 < \text{ipm} \leq 100$	$\leq 3.85 \times \text{ipm} + 5\text{W}$	≤ 30 秒 (推奨)	$\leq 20\text{W}$	≤ 90 分	必須
$100 < \text{ipm}$	$\leq 3.85 \times \text{ipm} + 5\text{W}$	≤ 30 秒 (推奨)	$\leq 20\text{W}$	≤ 120 分	必須

表 6.5-6 リユースに配慮した拡張性のある大判デジタルコピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (ipm : 1 分当たりの 画像出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの復帰時間	オフモード 消費電力	オフモードへの 移行時間
$0 < \text{ipm} \leq 40$	—	—	$\leq 65\text{W}$	≤ 30 分
$40 < \text{ipm}$	$\leq 4.85 \times \text{ipm} + 45\text{W}$	—	$\leq 100\text{W}$	≤ 90 分

(2) 目標の立て方

当該年度のコピー機、複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

5-3.2 プリンタ等

(1) 品目及び判断の基準等

プリンタ プリンタ ／ファクシミリ兼用機 複合機	【判断の基準】 ① プリンタ又はプリンタ ／ファクシミリ兼用機 複合機（大判 プリンタ機 を除く。）にあつては、次の基準を満たすこと。 ア. モノクロプリンタ（高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）にあつては、表 1-1 に示された区分ごとの基準。モノクロプリンタ ／ファクシミリ兼用機 複合機にあつては、表 1-2 に示された区分ごとの基準。 イ. カラープリンタ（高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）にあつては、表 2-1 に示された区分ごとの基準。カラープリンタ ／ファクシミリ兼用機 複合機にあつては、表 2-2 に示された区分ごとの基準。 ウ. インクジェット方式又はインパクト方式のプリンタにあつては、表 3-1 に示された区分ごとの基準。<u>インクジェット方式のプリンタ複合機にあつては、表 3-2 に示された区分ごとの基準。</u> ② 大判 プリンタ機 のうちインクジェット方式の プリンタ又はプリンタ複合機もの にあつては、表 4-1 に示された区分ごとの基準、<u>それインクジェット方式以外のプリンタもの</u> にあつては、表 4-2 に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ③ 使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。 <u>④ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。</u> 【配慮事項】 ① 使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。 ② 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③ 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④ 紙の使用量を削減できる機能を有すること。 ⑤ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑥ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
---	--

備考) 1 「プリンタ複合機」とは、プリント機能に加えて、コピー、ファクシミリ送信又はスキャンのうち、1 以上の機能を有する機器をいう。

4.2 「大判機」「大判プリンタ」とは、幅が 406mm 以上の連続媒体に対応する製品を含み、A2 判又はそれ以上の媒体用に設計された製品が含まれる。

3 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

4 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書 A の表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び

含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書 B に準ずるものとする。

~~2.5~~ 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

~~3.6~~ プリンタ等の調達時に、機器本体の消耗品としてトナー容器単体で構成される消耗品を有する場合にあっては、本基本方針の「5-~~4.3.6~~ カートリッジ等」に示した品目「トナーカートリッジ」に係る判断の基準⑤の「トナーの化学安全性が確認されていること」を満たす場合は、特定調達物品等と同等の扱いとする。

~~4.7~~ 判断の基準③については、本体機器への影響や印刷品質に問題がなく使用できる用紙であることが前提となる。

~~5 プリンタ及びプリンタ／ファクシミリ兼用機については、平成 26 年度の 1 年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 25 年 2 月 5 日閣議決定）のプリンタ及びプリンタ／ファクシミリ兼用機に係る判断の基準を満たすことをもって特定調達物品等とみなすこととする。~~

表 1-1 モノクロプリンタ（インクジェット方式、インパクト方式及び大判~~プリンタ機~~を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
$\text{ipm} \leq 5$	≤ 0.3	要件なし
$5 < \text{ipm} \leq 20$	$\leq 0.04 \times \text{ipm} + 0.1$	
$20 < \text{ipm} \leq 24$	$\leq 0.06 \times \text{ipm} - 0.3$	
$24 < \text{ipm} \leq 30$		
$30 < \text{ipm} < 37$	$\leq 0.11 \times \text{ipm} - 1.8$	基本製品に内蔵されている、 あるいは任意の付属品
$37 \leq \text{ipm} \leq 40$		
$40 < \text{ipm} \leq 65$	$\leq 0.16 \times \text{ipm} - 3.8$	基本製品に内蔵されている
$65 < \text{ipm} \leq 90$	$\leq 0.2 \times \text{ipm} - 6.4$	
$90 < \text{ipm}$	$\leq 0.55 \times \text{ipm} - 37.9$	

備考) 1 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、すべての場合において、算出された ipm 速度は、最も近い整数に四捨五入される。1ipm（分当たりの画像数）とは、1 分間に A4 判又は 8.5"×11"の用紙 1 枚の片面を印刷することとする。A4 判用紙と 8.5"×11"用紙とで異なる場合は、その 2 つの速度のうち速い方を適用する。以下表 1-2、表 2-1 及び表 2-2 において同じ。

2 A3 判の用紙に対応可能な製品（幅が 275mm 以上の用紙を使用できる製品。）については、区分ごとの基準に 0.3kWh を加えたものを基準とする。以下表 1-2、表 2-1 及び表 2-2 において同じ。

表 1-2 モノクロプリンタ~~／ファクシミリ兼用機複合機~~（インクジェット方式、インパクト方式及び大判~~プリンタ機~~を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
ipm ≤ 5	≤ 0.4	要件なし
5 < ipm ≤ 24	≤ 0.07 × ipm + 0.05	
24 < ipm ≤ 30		
30 < ipm < 37		
37 ≤ ipm ≤ 50	≤ 0.11 × ipm − 1.15	基本製品に内蔵されている、 あるいは任意の付属品
		基本製品に内蔵されている

50 < ipm ≤ 80	≤ 0.25 × ipm - 8.15	
80 < ipm	≤ 0.6 × ipm - 36.15	

表 2-1 カラープリンタ（インクジェット方式、インパクト方式及び大判~~プリンタ機~~を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
ipm ≤ 10	≤ 1.3	要件なし
10 < ipm ≤ 15	≤ 0.06 × ipm + 0.7	
15 < ipm ≤ 19	≤ 0.15 × ipm − 0.65	
19 < ipm ≤ 30		
30 < ipm < 35	≤ 0.2 × ipm − 2.15	基本製品に内蔵されている、 あるいは任意の付属品
35 ≤ ipm ≤ 75		
75 < ipm	≤ 0.7 × ipm − 39.65	基本製品に内蔵されている

表 2-2 カラープリンタ~~／ファクシミリ兼用機複合機~~（インクジェット方式、インパクト方式及び大判~~プリンタ機~~を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
ipm ≤ 10	≤ 1.5	要件なし
10 < ipm ≤ 15	≤ 0.1 × ipm + 0.5	
15 < ipm ≤ 19	≤ 0.13 × ipm + 0.05	
19 < ipm ≤ 30		
30 < ipm < 35	≤ 0.2 × ipm − 2.05	基本製品に内蔵されている、 あるいは任意の付属品
35 ≤ ipm ≤ 70		
70 < ipm ≤ 80	≤ 0.7 × ipm − 37.05	基本製品に内蔵されている
80 < ipm	≤ 0.75 × ipm − 41.05	

表 3-1 インクジェット方式又はインパクト方式のプリンタ（大判~~プリンタ機~~を除く。）に係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの移行時間	基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力	待機時消費電力
ipm ≤ 10	5 分	≤ 0.6W	≤ 0.5W
10 < ipm ≤ 20	15 分		
20 < ipm ≤ 30	30 分		
30 < ipm	60 分		

備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。[表 3-2](#)、表 4-1 及び表 4-2 において同じ。

2 スリープモード消費電力の基準は、本表の基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力に表 5 の追加機能に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。[表 3-2](#)、表 4-1 及び表 4-2 において同じ。

3 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用量を判断するための試験方法バージョン 2.0」による。以下[表 3-2](#)、表 4-1 及び表 4-2 において同じ。

表 3-2 インクジェット方式のプリンタ複合機（大判機を除く。）に係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度（ipm）	スリープへの移行時間	基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力	待機時消費電力
$\text{ipm} \leq 10$	15 分	$\leq 0.6\text{W}$	$\leq 0.5\text{W}$
$10 < \text{ipm} \leq 20$	30 分		
$20 < \text{ipm}$	60 分		

表 4-1 インクジェット方式の大判プリンタ又は大判プリンタ複合機に係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度（ipm）	スリープへの移行時間	基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力	待機時消費電力
$\text{ipm} \leq 30$	30 分	$\leq 4.9\text{W}$	$\leq 0.5\text{W}$
$30 < \text{ipm}$	60 分		

表 4-2 インクジェット方式以外の大判プリンタに係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度（ipm）	スリープへの移行時間	基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力	待機時消費電力
$\text{ipm} \leq 30$	30 分	$\leq 2.5\text{W}$	$\leq 0.5\text{W}$
$30 < \text{ipm}$	60 分		

表 5 追加機能に対するスリープモード消費電力許容値

追加機能の種類	接続の種類	最大データ速度 r (Mbit/秒)	詳細	追加機能許容値 (W)
インターフェース	有線	$r < 20$	例：USB1.x、IEEE488、IEEE1284／パラレル／セントロニクス、RS232C	0.2
		$20 \leq r < 500$	例：USB2.x、IEEE1394／ファイヤワイヤ／i.LINK、100Mb イーサネット	0.4
		$r \geq 500$	例：USB3.x、1Gb イーサネット	0.5
		任意	例：フラッシュメモリカード／スマートカードリーダー、カメラインターフェース、ピクトブリッジ	0.2
	ファックスモデム	任意	ファクシミリと複合機のみ適用	0.2
	無線、無線周波数 (RF)	任意	例：ブルートゥース、802.11	2.0
	無線、赤外線 (IR)	任意	例：IrDA	0.1
コードレス電話機	該当なし	該当なし	コードレス電話機と通信する画像製品の能力。画像製品が対応するように設計されているコードレス電話機の数に関係なく、1回のみ適用される。コードレス電話機自体の消費電力要件に対応していない。	0.8

メモリ	該当なし	該当なし	画像製品においてデータ保存用に利用可能な内部容量に適用される。内部メモリの全容量に適用され、RAMに応じて増減する。この許容値は、ハードディスク又はフラッシュメモリには適用されない。	0.5/GB
スキャナ	該当なし	該当なし	複合機及び複写機にのみ適用 例：冷陰極蛍光ランプ（CCFL）あるいは、発光ダイオード（LED）、ハロゲン、熱陰極蛍光管（HCFT）、キセノン又は管状蛍光灯（TL）技術等の CCFL ではない他の技術（ランプの大きさ、又は採用されているランプ／電球の数に関係なく、1 回のみ適用される）。	0.5
電源装置	該当なし	該当なし	標準形式のインクジェット又はインパクトマーキング技術を使用する製品における銘板出力電力（Pout）が 10W を超える内部及び外部電源装置の両方に対して適用される。	0.02 × （Pout－10.0）
タッチパネルディスプレイ	該当なし	該当なし	モノクロ及びカラーの両方のタッチパネルディスプレイに適用される。	0.2
内部ディスクドライブ	該当なし	該当なし	ハードディスク及び半導体ドライブを含め、あらゆる大容量ストレージ製品が含まれる。外部ドライブに対するインターフェイスは対象ではない。	0.15

備考）追加機能の種類のうち、インターフェース追加機能のファクシミリ機能を含めた許容値の数は 2 以下であり、非インターフェース追加機能の許容値の数は無制限である。

(2) 目標の立て方

当該年度のプリンタ及びプリンタ／ファクシミリ兼用機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

5-4.3 ファクシミリ

(1) 品目及び判断の基準等

ファクシミリ	【判断の基準】 ①モノクロファクシミリ（インクジェット方式を除く。）にあつては、表1に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ②カラーファクシミリ（インクジェット方式を除く。）にあつては、表2に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ③インクジェット方式のファクシミリにあつては、表3に示された基準を満たすこと。 <u>④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。</u> 【配慮事項】 ①使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。 ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
--------	--

備考) 1 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

2 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。

4.3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

2 ファクシミリについては、平成26年度の1年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成25年2月5日閣議決定）のファクシミリに係る判断の基準を満たすことをもって特定調達物品等とみなすこととする。

表 1 モノクロファクシミリ（インクジェット方式を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)
$\text{ipm} \leq 5$	≤ 0.3
$5 < \text{ipm} \leq 20$	$\leq 0.04 \times \text{ipm} + 0.1$
$20 < \text{ipm} \leq 30$	$\leq 0.06 \times \text{ipm} - 0.3$
$30 < \text{ipm} \leq 40$	$\leq 0.11 \times \text{ipm} - 1.8$
$40 < \text{ipm} \leq 65$	$\leq 0.16 \times \text{ipm} - 3.8$
$65 < \text{ipm} \leq 90$	$\leq 0.2 \times \text{ipm} - 6.4$
$90 < \text{ipm}$	$\leq 0.55 \times \text{ipm} - 37.9$

- 備考) 1 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、すべての場合において、算出された ipm 速度は、最も近い整数に四捨五入される。1ipm（分当たりの画像数）とは、1 分間に A4 判又は 8.5"×11"の用紙 1 枚の片面を印刷することとする。A4 判用紙と 8.5"×11"用紙とで異なる場合は、その 2 つの速度のうち速い方を適用する。表 2 において同じ。
- 2 A3 判の用紙に対応可能な製品（幅が 275mm 以上の用紙を使用できる製品。）については、区分ごとの基準に 0.3kWh を加えたものを基準とする。表 2 において同じ。
- 3 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用量を判断するための試験方法バージョン 2.0」による。以下表 2 及び表 3 において同じ。

表 2 カラーファクシミリ（インクジェット方式を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)
$\text{ipm} \leq 10$	≤ 1.3
$10 < \text{ipm} \leq 15$	$\leq 0.06 \times \text{ipm} + 0.7$
$15 < \text{ipm} \leq 30$	$\leq 0.15 \times \text{ipm} - 0.65$
$30 < \text{ipm} \leq 75$	$\leq 0.2 \times \text{ipm} - 2.15$
$75 < \text{ipm}$	$\leq 0.7 \times \text{ipm} - 39.65$

表 3 インクジェット方式のファクシミリに係るスリープ移行時間、基本マーケティングエンジンのスリープモード消費電力、待機時消費電力の基準

スリープへの移行時間	基本マーケティングエンジンのスリープモード消費電力	待機時消費電力
5 分	$\leq 0.6\text{W}$	$\leq 0.5\text{W}$

- 備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。
- 2 スリープモード消費電力の基準は、本表の基本マーケティングエンジンのスリープモード消費電力に表 4 の追加機能に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。

表 4 追加機能に対するスリープモード消費電力許容値

追加機能の種類	接続の種類	最大データ速度 r (Mbit/秒)	詳細	追加機能許容値 (W)
インターフェース	有線	$r < 20$	例：USB1.x、IEEE488、IEEE1284／パラレル／セントロニクス、RS232C	0.2

		20≤r<500	例：USB2.x、IEEE1394／ファイヤワイヤ／i.LINK、100Mb イーサネット	0.4
		r≥500	例：USB3.x、1Gb イーサネット	0.5
		任意	例：フラッシュメモリカード／スマートカードリーダー、カメラインターフェース、ピクトブリッジ	0.2
	ファックス モデム	任意	ファクシミリと複合機のみ適用	0.2
	無線、無線周波数（RF）	任意	例：ブルートゥース、802.11	2.0
	無線、赤外線（IR）	任意	例：IrDA	0.1
コードレス 電話機	該当なし	該当なし	コードレス電話機と通信する画像製品の能力。画像製品が対応するように設計されているコードレス電話機の数に関係なく、1回のみ適用される。コードレス電話機自体の消費電力要件に対応していない。	0.8
メモリ	該当なし	該当なし	画像製品においてデータ保存用に利用可能な内部容量に適用される。内部メモリの全容量に適用され、RAM に応じて増減する。この許容値は、ハードディスク又はフラッシュメモリには適用されない。	0.5/GB
スキャナ	該当なし	該当なし	複合機及び複写機にのみ適用 例：冷陰極蛍光ランプ（CCFL）あるいは、発光ダイオード（LED）、ハロゲン、熱陰極蛍光管（HCFT）、キセノン又は管状蛍光灯（TL）技術等の CCFL ではない他の技術（ランプの大きさ、又は採用されているランプ／電球の数に関係なく、1 回のみ適用される）。	0.5
電源装置	該当なし	該当なし	標準形式のインクジェット又はインパクトマーキング技術を使用する製品における銘板出力電力（Pout）が 10W を超える内部及び外部電源装置の両方に対して適用される。	0.02× （Pout－10.0）
タッチパネル ディスプレイ	該当なし	該当なし	モノクロ及びカラーの両方のタッチパネルディスプレイに適用される。	0.2
内部ディスク ドライブ	該当なし	該当なし	ハードディスク及び半導体ドライブを含め、あらゆる大容量ストレージ製品が含まれる。外部ドライブに対するインターフェイスは対象ではない。	0.15

備考）追加機能の種類のうち、インターフェース追加機能のファクシミリ機能を含めた許容値の数は 2 以下であり、非インターフェース追加機能の許容値の数は無制限である。

(2) 目標の立て方

当該年度のファクシミリの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

5-~~5~~4 スキャナ

(1) 品目及び判断の基準等

スキャナ	【判断の基準】 ①表 1 に示された基準を満たすこと。 <u>②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。</u> 【配慮事項】 ①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
------	--

備考) 1 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

2 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書 A の表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書 B に準ずるものとする。

~~1~~3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

~~2 スキャナについては、平成 26 年度の 1 年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 25 年 2 月 5 日閣議決定）のスキャナに係る判断の基準を満たすことをもって特定調達物品等とみなすこととする。~~

表 1 スキャナに係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、待機時消費電力の基準

スリープへの移行時間	基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力	待機時消費電力
15 分	$\leq 2.5W$	$\leq 0.5W$

備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。

2 スリープモード消費電力の基準は、本表の基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力に表 2 の追加機能に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。

3 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用量を判断するための試験方法バージョン 2.0」による。

表 2 追加機能に対するスリープモード消費電力許容値

追加機能の種類	接続の種類	最大データ速度 r (Mbit/秒)	詳細	追加機能許容値 (W)
インターフェース	有線	$r < 20$	例：USB1.x、IEEE488、IEEE1284／パラレル／セントロニクス、RS232C	0.2
		$20 \leq r < 500$	例：USB2.x、IEEE1394／ファイヤワイヤ／i.LINK、100Mb イーサネット	0.4
		$r \geq 500$	例：USB3.x、1Gb イーサネット	0.5
		任意	例：フラッシュメモ리카ード／スマートカードリーダー、カメラインターフェース、ピクトブリッジ	0.2
	無線、無線周波数 (RF)	任意	例：ブルートゥース、802.11	2.0
	無線、赤外線 (IR)	任意	例：IrDA	0.1
コードレス電話機	該当なし	該当なし	コードレス電話機と通信する画像製品の能力。画像製品が対応するように設計されているコードレス電話機の数に関係なく、1 回のみ適用される。コードレス電話機自体の消費電力要件に対応していない。	0.8
メモリ	該当なし	該当なし	画像製品においてデータ保存用に利用可能な内部容量に適用される。内部メモリの全容量に適用され、RAM に応じて増減する。この許容値は、ハードディスク又はフラッシュメモリには適用されない。	0.5/GB
スキャナ	該当なし	該当なし	複合機及び複写機にのみ適用 例：冷陰極蛍光灯 (CCFL) あるいは、発光ダイオード (LED)、ハロゲン、熱陰極蛍光灯 (HCFT)、キセノン又は管状蛍光灯 (TL) 技術等の CCFL ではない他の技術 (ランプの大きさ、又は採用されているランプ／電球の数に関係なく、1 回のみ適用される)。	0.5

電源装置	該当なし	該当なし	標準形式のインクジェット又はインパクトマーキング技術を使用する製品における銘板出力電力（Pout）が 10W を超える内部及び外部電源装置の両方に対して適用される。	$0.02 \times (Pout - 10.0)$
タッチパネルディスプレイ	該当なし	該当なし	モノクロ及びカラーの両方のタッチパネルディスプレイに適用される。	0.2
内部ディスクドライブ	該当なし	該当なし	ハードディスク及び半導体ドライブを含め、あらゆる大容量ストレージ製品が含まれる。外部ドライブに対するインターフェイスは対象ではない。	0.15

備考）追加機能の種類のうち、インターフェース追加機能の許容値の数は 2 以下であり、非インターフェース追加機能の許容値の数は無制限である。

(2) 目標の立て方

当該年度のスキャナの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

5-~~4-5~~5 プロジェクタ

(1) 品目及び判断の基準等

プロジェクト	【判断の基準】 ①製品本体の重量が表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。 ②消費電力が表2に示された区分ごとの算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。 ③待機時消費電力が0.5W以下であること。ただし、ネットワーク待機時は適用外とする。 ④光源ランプに水銀を使用している場合は、次の要件を満たすこと。 ア. 水銀の使用に関する注意喚起及び適切な廃棄方法に関する情報提供がなされていること。 イ. 使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みがあること。 ⑤保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以上とすること。 ⑥特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①光源ランプの交換時期が3,000時間以上であること。 ②可能な限り低騒音であること。 ③使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ④製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ⑤筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。 ⑥筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑦製品とともに提供されるマニュアルや付属品等が可能な限り削減されていること。 ⑧製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑨包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
--------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象となる「プロジェクト」は、コンピュータ入力端子を有し、コンピュータ等の画像を拡大投写できるフロント投写方式の有効光束が 5,000lm 未満の機器であって、一般の会議室、教室等で使用するものをいい、1m 以内の距離で 60 インチ (1.2m×0.9m) 以上のスクリーンに投写できるプロジェクト (以下「短焦点プロジェクト」という。短焦点プロジェクトのうち、特に 0.5m 以内の距離で同様に投写できるプロジェクトを「超短焦点プロジェクト」という。) を含むものとする。

2 「待機時消費電力」とは、製品が主電源に接続され、不定時間保たれる最低消費電力をいう。待機 (スタンバイ) は、製品の最低消費電力モードである。

3 判断の基準③については、AC 遮断装置付の製品及び主として携帯目的の軽量の製品には適用しない。

4 判断の基準④アの「情報提供がなされていること」とは、光源ランプ及び製品本体の包

装、同梱される印刷物、取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し水銀が使用されている旨、及び使用済の光源ランプの適正な廃棄方法に関する情報提供がなされていることをいう。

5 判断の基準④イの「回収する仕組みがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

- ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済の光源ランプ又は製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（販売店における回収ルート、逆流通ルートによる回収、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
- イ. 回収が適切に行われるよう、光源ランプ及び製品本体に製品名及び事業者名（ブランド名なども可）がユーザに見やすく記載されていること。
- ウ. 光源ランプ及び製品本体の包装、同梱される印刷物、取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し使用済の光源ランプ又は製品の回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）提供がなされていること。

6 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

6.7 判断の基準⑥における特定の化学物質の含有率基準値については、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）の含有率に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。

7.8 「光源ランプの交換時期」とは、光源ランプが初期照度の 50%まで低下する平均点灯時間であって、適正なランプ交換を促すための目安の時間をいう。

8.9 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

9.10 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

- ア. 調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能のみを要件とすること。
- イ. マニュアルや付属品については必要最小限とするような契約の方法を検討すること。
- ウ. 物品の調達時に取扱説明書等に記載されている配慮事項を確認し、使用・廃棄等に当たって当該事項に配慮すること。
- エ. 使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みが構築されている場合は、回収の仕組みを利用した適切な処理を行うこと。

表 1 製品本体重量の基準

有効光束：φ（lm）	光源ランプの数	重量の基準の算定式（kg）
$\phi < 2,500$	—	$4.0 \times \alpha$
$2,500 \leq \phi < 4,000$	—	$5.0 \times \alpha$
$4,000 \leq \phi < 5,000$	1 個	$0.003 \times \phi \times \alpha$
	2 個以上	$0.003 \times \phi \times \alpha \times 1.1$

備考) 1 αは係数であって、短焦点プロジェクタの場合は 1.2、それ以外の場合は 1.0 とする。

2 有効光束が 4,000lm 未満の機器であって、超短焦点プロジェクタの場合は、重量の基準の算定式によらず 7.5kg 以下とする。

表 2 消費電力の基準

有効光束： ϕ (lm)	消費電力の算定式 (W)
$\phi < 2,500$	$0.085 \times \phi \times \alpha \times \beta \times \gamma + 80$
$2,500 \leq \phi < 5,000$	$0.077 \times \phi \times \alpha \times \beta \times \gamma + 80$

備考) α 、 β 及び γ は係数であって、次の数値を表す。

α : 解像度が WXGA (1,280×768 ドット) 以上のプロジェクタの場合は 1.1、それ以外の場合は 1.0

β : 超短焦点プロジェクタ又は短焦点プロジェクタの場合は $1/\cos \theta$ 、それ以外の場合は 1.0。ただし、 θ は打上角 (プロジェクタのレンズ (ミラー) 中心を通る水平線と投射画面中心の角度) とし、最大で 1.3 とする

γ : 光源にランプを 2 個以上使用する場合は 1.5、それ以外の場合は 1.0

(2) 目標の立て方

当該年度のプロジェクタの調達 (リース・レンタル契約を含む。) 総量 (台数) に占める基準を満たす物品の数量の割合とする。

5 - ~~1-3-6~~ カートリッジ等 【番号・順番の変更のみ】

6. 電子計算機等

5-2-6-1 電子計算機

(1) 品目及び判断の基準等

電子計算機	【判断の基準】 ① 次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. サーバ型電子計算機にあつては、<u>エネルギー消費効率が表 1 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率をから算定したエネルギー基準達成率が 180 以上であることと上回らないこと。ただし、CPU の種別が専用 CISC の場合は、エネルギー消費効率が表 1 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。</u> イ. クライアント型電子計算機にあつては、<u>エネルギー消費効率が表 2 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率をから算定したエネルギー基準達成率が 200 以上であること。上回らないこと。</u> ② 特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）は、<u>が</u>含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 ③ 一般行政事務用ノートパソコンの場合にあつては、搭載機器・機能の簡素化がなされていること。 【配慮事項】 ① 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ② 一般行政事務用ノートパソコンにあつては、二次電池（バッテリー）の駆動時間が必要以上に長くないこと。 ③ 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること。 ④ 筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること、又は、植物を原料とするプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。 ⑤ 筐体又は筐体部品にマグネシウム合金が使用される場合には、再生マグネシウム合金が可能な限り使用されていること。 ⑥ 製品とともに提供されるマニュアルやリカバリCD等の付属品が可能な限り削減されていること。 ⑦ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑧ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
-------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電子計算機」に含まれないものとする。

④ ~~複合理論性能が 1 秒につき 20 万メガ演算以上のもの~~

② ~~256 を超えるプロセッサからなる演算処理装置を用いて演算を実行することができるもの~~

③ ~~入出力用信号伝送路（最大データ転送速度が 1 秒につき 100 メガビット以上のものに限る。）が 512 本以上のもの~~

④③演算処理装置、主記憶装置、入出力制御装置及び電源装置がいずれも多重化された構造のもの

⑤④複合理論性能が1秒につき100メガ演算未満のもの

⑥⑤専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用されるものであって、磁気ディスク装置を内蔵していないもの

2 「サーバ型電子計算機」とは、ネットワークを介してサービス等を提供するために設計された電子計算機をいう。

3 「クライアント型電子計算機」とは、サーバ型電子計算機以外の電子計算機をいう。

4 エネルギー基準達成率の算出方法は、次式による。なお、小数点以下は切り捨てるものとする。

$$\text{エネルギー基準達成率} = E_M / E \times 100$$

E : エネルギー消費効率 (単位: W/メガ演算)

E_M : 基準エネルギー消費効率 (単位: W/メガ演算)

5 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

4-6 判断の基準②については、パーソナルコンピュータに適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008 (電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法) の附属書Aの表A.1 (特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値) に定める基準値とし、による。なお、同JISの附属書Bの除外項目に該当するものは、特定の化学物質の含有率基準値を超える含有が許容されるものとする項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950:2008に準ずるものとする。

5-7 「一般行政事務用ノートパソコン」とは、クライアント型電子計算機のうち電池駆動型のものであって、通常の行政事務の用に供するもの (携帯を行う場合や一般行政事務以外の用途に使用されるものは除く。) をいう。

6-8 「搭載機器・機能の簡素化」とは、次の要件を満たすことをいう。なお、赤外線通信ポート、シリアルポート、パラレルポート、PCカード、S-ビデオ端子等のインターフェイスは、装備されていないことが望ましい。

ア. 内蔵モデム、無線LAN、CD/DVD、BD等は、標準搭載されていないこととし、調達時に選択又は外部接続可能であること。

イ. 周辺機器を接続するためのUSBインターフェイスを複数備えていること。

7-9 一般行政事務用ノートパソコンの二次電池 (バッテリー) に必要な駆動時間とは、停電等の緊急時において、コンピュータを終了させ、電源を遮断する (シャットダウン) ための時間が確保されていることをいう。

8-10 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう (ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

9-1.1 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

10-1.2 植物を原料とするプラスチックを使用する場合にあっては、次の事項が担保されていること。

ア. 環境負荷低減効果に係る情報が開示・公表されていること。

イ. 使用済製品の回収及びリサイクルのシステムがあること。

ウ．リサイクルの阻害要因とならないよう、植物を原料とするプラスチックの使用部位に関する情報開示がなされていること。

1.1.3 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

- ア．化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。
- イ．調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能のみを要件とすること。
- ウ．マニュアルやリカバリ CD 等の付属品については必要最小限とするようなライセンス契約の方法を検討すること。

表 1 サーバ型電子計算機に係る基準エネルギー消費効率

CPU の種別	区 分		基準エネルギー消費効率
	I/O スロット数	CPU ソケット数	
専用 CISC	32 未満		1,950
	32 以上		2,620
RISC	8 未満		13
	8 以上 40 未満		31
	40 以上		140
IA64	10 未満		6.2
	10 以上		22
IA32	0		1.3
	1 以上 7 未満	2 未満	1.2
		2 以上 4 未満	1.9
		4 以上	6.7
	7 以上		7.4

- 備考) 1 「専用 CISC」とは、ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計された CPU のうち、電子計算機毎に専用に設計されたものをいう。
- 2 「RISC」とは、ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計された CPU 以外の CPU をいう。
- 3 「IA64」とは、ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計された CPU のうち、専用 CISC 以外のものであって、64 ビットアーキテクチャのものをいう。
- 4 「IA32」とは、ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計された CPU のうち、専用 CISC 以外のものであって、32 ビットアーキテクチャのものをいう。
- 5 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 74 号（平成 22 年 3 月 31 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

表2 クライアント型電子計算機に係る基準エネルギー消費効率

クライアント型電子計算機の電源 及びメモリチャネル数の種別	区 分			基準エネルギー 消費効率
	主記憶容量	独立型 GPU	画面サイズ	
電池駆動型のものであってメモリ チャネル数が2以上のもの	16 ギガバイト以上			2.25
	4 ギガバイト超 16 ギガバイト未満			0.34
	4 ギガバイト以下		17 型以上	0.31
		搭載	17 型未満	0.21
		非搭載	12 型以上 17 型未満	0.15
			12 型未満	0.21
電池駆動型以外のものであって メモリチャネル数が2以上のもの のうち電源装置にACアダプ ターを用いるもの				0.29
電池駆動型以外のものであって メモリチャネル数が2以上のもの のうち電源装置にACアダプ ターを用いないもの	16 ギガバイト以上			2.25
	4 ギガバイト超	搭載		0.51
	16 ギガバイト未満	非搭載		0.64
	4 ギガバイト以下			0.53
メモリチャネル数が2未満のもの				0.51

備考) 1 「メモリチャネル数」とは、メモリコントローラから分岐する主記憶装置へのバスインターフェースの論理チャネルの数をいう。

2 「電池駆動型」とは、専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用され得るものをいう。

3 「独立型 GPU」とは、画像データ処理用のプロセッサのうち、専用のローカルメモリを有するものをいう。

4 「画面サイズ」とは、表示画面の対角外径寸法をセンチメートル単位で表した数値を 2.54 で除して小数点第2位以下を四捨五入した数値をいう。

5 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第74号(平成22年3月31日)の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の電子計算機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

5-6-6-2 磁気ディスク装置 【番号・順番の変更のみ】

5-7-6-3 ディスプレイ

(1) 品目及び判断の基準等

ディスプレイ	【判断の基準】 ①表 1 及び表 2 に示された基準を満たすこと。 ②動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に戻ることに。 ③特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）は、<u>が</u>含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
--------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ディスプレイ」は、主としてコンピュータの表示装置として使用する標準的なもの（コンピュータモニター、デジタルフォトフレーム、サイネージディスプレイ等）であって、可視対角線画面サイズが 61 インチ以下のものとする。

2 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

2-3 判断の基準③については、パーソナルコンピュータ表示装置に適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書 A の表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、による。なお、同 JIS の付属書 B の除外項目に該当するものは、特定の化学物質の含有率基準値を超える含有が許容されるものとする項目については、上記 JIS の付属書 B に準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。

3-4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

4-5 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表 1 ディスプレイに係るオンモード消費電力の基準

製品機種及び 対角線画面サイズ d (インチ)	$D_p \leq 20,000$ の場合の 消費電力 (W)	$D_p > 20,000$ の場合の 消費電力 (W)
$d < 12.0$	$\leq 6.0 \times r + 0.05 \times A + 3.0$	$\leq 6.0 \times r_1 + 3.0 \times r_2 + 0.05 \times A + 3.0$
$12.0 \leq d < 17.0$	$\leq 6.0 \times r + 0.01 \times A + 5.5$	$\leq 6.0 \times r_1 + 3.0 \times r_2 + 0.01 \times A + 5.5$
$17.0 \leq d < 23.0$	$\leq 6.0 \times r + 0.025 \times A + 3.7$	$\leq 6.0 \times r_1 + 3.0 \times r_2 + 0.025 \times A + 3.7$
$23.0 \leq d < 25.0$	$\leq 6.0 \times r + 0.06 \times A - 4.0$	$\leq 6.0 \times r_1 + 3.0 \times r_2 + 0.06 \times A - 4.0$
$25.0 \leq d \leq 61.0$	$\leq 6.0 \times r + 0.1 \times A - 14.5$	$\leq 6.0 \times r_1 + 3.0 \times r_2 + 0.1 \times A - 14.5$
$30.0 \leq d \leq 61.0$ (サイネージディスプレイに適用)	$\leq 0.27 \times A + 8.0$	

備考) 1 「r」はディスプレイ解像度(メガピクセル)を、「A」は可視画面面積(平方インチ)をそれぞれ表す。また、画素密度 D_p 及び r_1 、 r_2 の算出方法は、次式による。

$$D_p = r \times 10^6 / A$$

$D_p > 20,000$ の場合：

$$r_1 = 20,000 \times A / 10^6, \quad r_2 = (D_p - 20,000) \times A / 10^6$$

2 「オンモード」とは、主機能を 1 つ以上提供しているときの消費電力モードをいう。

3 「サイネージディスプレイ」とは、一般に対角線画面サイズが 12 インチより大きく、画素密度が 5,000 以下の業務用表示板をいう。

4 次の①から③に示す特性及び機能をすべて有するコンピュータモニタについては、本表に従って算出された消費電力の P に許容値の P_{EP} を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。

①画面カバーガラスの有無にかかわらず、少なくとも 85 度の水平視角において最低 60:1 のコントラスト比が測定されるもの

②2.3 メガピクセル以上の基本解像度のもの

③IEC 61966 2-1 により規定されている、少なくとも sRGB の色域サイズのもの（色空間における変化は、規定の sRGB 色の 99% 以上に対応している限り許容される）

対角線画面サイズが 27 インチ未満の場合： $P_{EP} = 0.30 \times P$

対角線画面サイズが 27 インチ以上の場合： $P_{EP} = 0.75 \times P$

5 初期設定により周囲光に応じてディスプレイの明るさを自動調節する機能が有効にされている機器については、本表に従って算出された消費電力 (P) に許容値の P_{ABC} を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。ただし、下記の消費電力低減率 R_{ABC} が 20% 未満の場合は P_{ABC} を加算しない。消費電力低減率 R_{ABC} 及び許容値 P_{ABC} の算出方法は、次式による。

$$R_{ABC} = 100 \times (P_{300} - P_{10}) / P_{300}$$

P_{300} は 300lux の周囲光水準、 P_{10} は 10lux の周囲光水準で試験したときの消費電力

$$P_{ABC} = 0.10 \times P$$

6 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則（平成 25 年 6 月施行）別表 2-2」による。

表2 ディスプレイに係るスリープモード消費電力及びオフモード消費電力の基準

スリープモード 消費電力 (W)	オフモード 消費電力 (W)
≤0.5	≤0.5

- 備考) 1 「スリープモード」とは、接続している装置又は内部要因から信号を受信した後に製品が移行する消費電力モード（接続されている機器、ネットワーク、遠隔操作装置、内部要因から信号を受け取った場合に当該モードから復帰可能であること。）をいう。
- 2 スリープモード消費電力の基準は、表3のブリッジ接続又はネットワーク能力に対するスリープモード消費電力許容値及び表4の追加能力に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。
- 3 「オフモード」とは、電源に接続しているが、オンモード又はスリープモードのいずれの機能も提供していないときの消費モード（使用者による電源スイッチ又は制御装置の直接的な操作によってのみ、本モードを終了させることができる。）をいう。なお、必ずしも本モードを備えている必要はなく、本モードを提供する機器の場合は、本表の基準を満たすこと。
- 4 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則（平成25年6月施行）別表2-2」による。

表3 ブリッジ接続又はネットワーク能力に対するスリープモード消費電力許容値

能力	対象となる種類	消費電力 許容値 (W)
ブリッジ接続	USB1.x	0.1
	USB2.x	0.5
	USB3.x、ディスプレイポート（非映像接続）、サンダーボルト	0.7
ネットワーク接続	Wi-Fi	2.0
	ファストイーサネット	0.2
	ギガビットイーサネット	1.0

表4 追加能力に対するスリープモード消費電力許容値

能力	対象となる種類	消費電力 許容値 (W)
センサー	占有センサー	0.5
メモリ	フラッシュメモ리카ード／スマートカードリーダー、カメラインターフェース、ピクトブリッジ	0.2

(2) 目標の立て方

当該年度のディスプレイの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

7. オフィス機器等

5-8-7-1 シュレッダー

(1) 品目及び判断の基準等

シュレッダー	【判断の基準】 ①待機時消費電力(ただし、低電力モード又はオフモードを備える機種については、これらのモードでの消費電力)が0.5W以下である、表に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ②低電力モード又はオフモードを備える機器については、これらのモードへの移行時間が出荷時に10分以下に設定されていること。 【配慮事項】 ①特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 ①②使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②③分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③④一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④⑤裁断された紙の減容及び再生利用の容易さに配慮されていること。 ⑤低電力モード又はオフモードへの移行時間は出荷時に10分以下にセットされていること。 ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
--------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「シュレッダー」に含まれないものとする。

①裁断モーターの出力が 500W 以上のもの

②裁断を行っていないときに、自動的に裁断モーターが停止しないもの

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

3 「待機時消費電力」とは、電源を入れた状態で、裁断を行っていないときに消費される電力をいう。ただし、低電力モード又はオフモードを備える機器については、これらのモードにおける消費電力をいう。

4 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。

5 「オフモード」とは、一定時間が経過した後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。

6 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

7 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書 A の表 A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び

含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書 B に準ずるものとする。

8 判断の基準①については、平成 27 年度 1 年間は経過措置とし、この期間においては、表に示された区分ごとの基準を満たすことをもって特定調達物品等とみなすこととする。

表 シュレッダーに係る待機~~時消費~~電力の基準

区分		待機時消費電力（ 低電力モード又はオフモードを備える機種については、これらのモードの消費電力 ）
裁断モーターの出力	オートスタートの有無	
100W 未満	有／無	< 2.5W
100W 以上 500W 未満	有	< 3.0W
	無	< 2.0W

備考) 1 「裁断モーターの出力」とは、裁断に用いられるモーターの出力をいう。

2 「オートスタート」とは、紙の投入により自動的に裁断を開始し、裁断が終了すると自動的に運転を停止する機能をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度のシュレッダーの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

~~5-9.7-2~~ デジタル印刷機 【番号・順番の変更のみ】

~~5-1.4.7-3~~ 掛時計 【番号・順番の変更のみ】

~~5-1.2.7-4~~ 電子式卓上計算機 【番号・順番の変更のみ】

~~5-1.1.7-5~~ 電池 【番号・順番の変更のみ】

6-8. 移動電話等

(1) 品目及び判断の基準等

携帯電話 PHS <u>スマートフォン</u>	【判断の基準】 ① <u>携帯電話又はPHSにあっては、次のア又はイの</u>いずれかの要件を満たすこと。 ア. 搭載機器・機能の簡素化がなされていること。 イ. 機器本体を交換せずに、端末に搭載するアプリケーションのバージョンアップが可能となる取組がなされていること。 ウ. ② 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていることなど、表に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。環境配慮設計の実施状況については、その内容がウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること。 ②③ 使用済 <u>移動電話製品</u> の回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。回収及びマテリアルリサイクルのシステムについては、取組効果の数値が製造事業者、通信事業者又は販売事業者等のウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること。 ③④ 回収した <u>移動電話製品</u> の部品の再使用又は再生利用できない部分については、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において適正処理されるシステムがあること。 ④⑤ バッテリー等の消耗品について、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること（製品製造終了後6年以上保有）。 ⑤⑥ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ① 製品の省電力化や充電器の待機時消費電力の低電力化等による省エネルギー化がなされていること。 ② 筐体又は部品に希少金属類が使用されている場合、希少金属類を可能な限り減量または代替する取組がなされていること。 ③ 機器本体や消耗品以外の部品についても、修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること。 ④ 筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。 ⑤ 筐体又は部品（充電器含む。）にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑥ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑦ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
--	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「携帯電話」とは、携帯用に搭載される移動局電話装置で携帯電話無線基地局に接続されるものであって、及び「PHS」とは、通常の行政事

務の用に供するものをいう。

2 本項の判断の基準の対象とする「PHS」とは、携帯用に搭載される移動局電話装置で公衆用 PHS 基地局に接続されるものであって、通常の行政事務の用に供するものをいう。

3 本項の判断の基準の対象とする「スマートフォン」とは、携帯電話又は PHS に携帯情報端末を融合させたもので、音声通話機能・ウェブ閲覧機能を有し、利用者が自由にアプリケーションソフトを追加して機能拡張等が可能な端末をいう。

2-4 「搭載機器・機能の簡素化」とは、可能な限り通話及びメール機能等に限定することとする。

3-5 判断の基準④ウ②については、表の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていることを指す。

4-6 判断の基準②③の「回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

回収のシステムについては、次の要件ア、イ及びウを満たすこと。

ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの携帯電話等製品等を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することを含む。）するルート（販売店における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ. 回収が適切に行われるよう、携帯電話製品本体に製品名及び事業者名（ブランド名なども可）が廃棄時に見やすく記載されていること。

ウ. 製品の包装、同梱される印刷物、製品本体機器製品の取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し使用済携帯電話等製品等の回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）の提供がなされていること。

マテリアルリサイクルのシステムについては、次の要件エ及びオを満たすこと。

エ. 金属やプラスチック等を材料としてリサイクルするための取組がなされていること。

オ. 部品の素材情報については、廃棄時に分別が容易なよう可能な限り記載されていること。

5-7 判断の基準④⑤については、通信システムの切替等にともない、当該機器が継続的に使用できない場合にあっては、「製品製造終了後6年以上保有」は適用しないものとする。

8 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

6-9 特定の化学物質の使用について含有率基準値は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書 A の表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）の含有率に定める基準値以下とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書 B に準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。

7-10 「希少金属類」とは、昭和 59 年 8 月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された 31 鉱種（希土類は 17 元素を 1 鉱種として考慮）の金属をいう。

8-11 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

9-12 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア. 調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能を要件とすること。

- イ. マニュアルや充電器等の付属品については必要最小限とするような契約の方法を検討すること。
- ウ. 物品の調達時に取扱説明書等に記載されている配慮事項を確認し、配慮すること。
- エ. 携帯電話等端末の更新等により端末を処分するに当たっては、回収システムを利用した適切な処理を行うこと。

表 携帯電話等に係る環境配慮設計項目

目 的	評 価 項 目	評 価 基 準
リデュース配慮設計	製品等の省資源化（小型化、軽量化）	製品の容積や質量を、削減抑制していること。
	製品の省電力化	製品の消費電力を抑制していること。また、低消費電力技術等の開発に取り組んでいること。
	製品の長寿命化	製品の信頼性、耐久性が維持又は向上していること。
リユース配慮設計	共有化設計	充電器等について、リユースが容易な設計になっていること。
	分離・分解しやすい設計	リユースのための分離・分解が容易であること。
リサイクル配慮設計	リサイクル時の環境負荷低減	希少な材料を含む部品や鉄、銅、アルミニウム等汎用金属類の種類が把握できていること。
		複合材料の使用やリサイクルを阻害する加工等を削減していること。
	分離・分解が容易な構造	再資源化原料として利用が可能な材料、部品にするための分離・分解が容易であること。
		異種材料の分離が容易な構造であること。
	分別の容易性	リサイクルのための分離・分解が容易であること。
		リサイクルのための材料、部品等の材料判別が容易であること。
		製品の筐体に使用するプラスチックの種類、グレードが可能な限り統一されていること。

(2) 目標の立て方

当該年度の携帯電話及び、PHS 及びスマートフォンの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

7.9. 家電製品

7.9-1 電気冷蔵庫等

(1) 品目及び判断の基準等

電気冷蔵庫	【判断の基準】 ①エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/165を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。 ②冷媒及び断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質フロン類が使用されていないこと。 ③冷媒及び断熱材発泡剤にハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。 ④③特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイトを始めラベル等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①冷媒及び断熱材発泡剤に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。 ②①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④③使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ⑤④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑥⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
電気冷凍庫	
電気冷凍冷蔵庫	

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気冷蔵庫」「電気冷凍庫」及び「電気冷凍冷蔵庫」に含まれないものとする。

- ①熱電素子を使用するもの
- ②業務の用に供するために製造されたもの
- ③吸収式のもの

2 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第 2 条第 1 項に定める物質をいう。

2-3 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。の含有表示方法は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める方法によること。なお、判断の基準④については、電気冷凍庫には適用しない。

4 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書 A の表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書 B に準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。ただし、判断の基準③については、電気冷凍庫には適用

しない。

3-5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

4-6 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

5-7 判断の基準①については、次のとおりとする。

ア. 定格内容積 250 リットル以下のものは、基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、当該期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。

イ. 定格内容積 250 リットル超 400 リットル以下のものは、平成 2627 年度の 1 年間は経過措置とし、この期間においては、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に 100/133 を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。

表 電気冷蔵庫等に係る基準エネルギー消費効率算定式

種 別	冷却方式	区 分		基準エネルギー消費効率算定式
		定格内容積	冷蔵室区画の扉の枚数	
電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫	冷気自然対流方式のもの			$E=0.844 \times V_1+155$
	冷気強制循環方式のもの	300 リットル以下		$E=0.774 \times V_1+220$
		300 リットル超	1 枚	$E=0.302 \times V_1+343$
			2 枚以上	$E=0.296 \times V_1+374$
電気冷凍庫	冷気自然対流方式のもの			$E=0.844 \times V_2+155$
	冷気強制循環方式のもの	300 リットル以下		$E=0.774 \times V_2+220$
		300 リットル超		$E=0.302 \times V_2+343$

備考) 1 E 及び V_1 、 V_2 は、次の数値を表す。

E：基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）

V_1 ：調整内容積（冷凍室の定格内容積に、当該冷凍室がスリースター室タイプのものにあつては 2.20 を、ツースター室タイプのものにあつては 1.87 を、ワンスター室タイプのものにあつては 1.54 を乗じた数値に冷凍室以外の貯蔵室の定格内容積を加え、小数点以下を四捨五入した数値）（単位：L）

V_2 ：調整内容積（冷凍室の定格内容積に、当該冷凍室がスリースター室タイプのものにあつては 2.20 を、ツースター室タイプのものにあつては 1.87 を、ワンスター室タイプのものにあつては 1.54 を乗じ、小数点以下を四捨五入した数値）（単位：L）

2 電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 34 号（平成 25 年 3 月 1 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

- 3 電気冷凍庫のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 35 号（平成 25 年 3 月 1 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の電気冷蔵庫、電気冷凍庫及び電気冷凍冷蔵庫の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

7.9-2 テレビジョン受信機

(1) 品目及び判断の基準等

テレビジョン受信機	【判断の基準】 ① ブラウン管を有するテレビジョン受信機（以下「ブラウン管テレビ」という。）にあつては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/118を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。 ② <u>①</u> <u>液晶パネルを有するテレビジョン受信機（以下「液晶テレビ」という。）又はプラズマディスプレイパネルを有するテレビジョン受信機（以下「プラズマテレビ」という。）にあつては、エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/128198を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。</u> ② <u>リモコン待機時の消費電力が0.5W以下であること。</u> ③ <u>特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイトを始めラベル等で容易に確認できること。</u> 【配慮事項】 ① 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ② プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
-----------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「テレビジョン受信機」に含まれないものとする。

①ブラウン管を有するテレビジョン受信機

①②産業用のもの

②③水平周波数が33.8キロヘルツを超えるブラウン管方式マルチスキャン対応のもの

③④ツーリスト向け仕様のもの

④⑤リアプロジェクション方式のもの

⑤⑥受信機型サイズが10型若しくは10V型以下のもの

⑥⑦ワイヤレス方式のもの

⑦⑧電子計算機用ディスプレイであつてテレビジョン放送受信機能を有するもの

2 「リモコン待機時の消費電力」とは、赤外線リモコンを対象とし、リモコンで電源を切った状態の消費電力をいう。

2.3 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル並びにポリプロモジフェニルエーテルをいう。の含有表示方法は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める方法によること。

4 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び

含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。

3.5 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

4.6 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

7 判断の基準①については、平成 27 年度 1 年間は経過措置とし、この期間においては、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に 100/149 を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、経過措置については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

表1 ブラウン管テレビに係る基準エネルギー消費効率算定式

区 分					基準エネルギー消費効率算定式
走査方式	アスペクト比	偏向角度	形 状	機 能	
通常走査方式のもの	4:3	100度以下のもの	フラット型以外	VTR（又はDVD）内蔵のもの以外	$E=2.5 \times S + 32$
				VTR（又はDVD）内蔵のもの	$E=2.5 \times S + 60$
			フラット型	VTR（又はDVD）内蔵のもの以外	$E=2.5 \times S + 42$
				VTR（又はDVD）内蔵のもの	$E=2.5 \times S + 70$
		100度超のもの	フラット型以外	VTR（又はDVD）内蔵のもの以外	$E=5.1 \times S - 4$
				VTR（又はDVD）内蔵のもの	$E=5.1 \times S + 24$
			フラット型	VTR（又はDVD）内蔵のもの以外	$E=5.1 \times S + 21$
				VTR（又はDVD）内蔵のもの	$E=5.1 \times S + 49$
	16:9	フラット型以外	VTR（又はDVD）内蔵のもの以外であって付加機能が無いもの	$E=5.1 \times S - 11$	
			VTR（又はDVD）内蔵のもの	$E=5.1 \times S + 17$	
			VTR（又はDVD）内蔵のもの以外であって付加機能を1つ有するもの	$E=5.1 \times S + 6$	
			VTR（又はDVD）内蔵のもの以外であって付加機能を2つ有するもの	$E=5.1 \times S + 13$	
			VTR（又はDVD）内蔵のもの以外であって付加機能を3つ有するもの	$E=5.1 \times S + 59$	
		フラット型	VTR（又はDVD）内蔵のもの以外であって付加機能が無いもの	$E=5.1 \times S - 1$	
			VTR（又はDVD）内蔵のもの	$E=5.1 \times S + 27$	
			VTR（又はDVD）内蔵のもの以外であって付加機能を1つ有するもの	$E=5.1 \times S + 16$	
			VTR（又はDVD）内蔵のもの以外であって付加機能を2つ有するもの	$E=5.1 \times S + 23$	
			VTR（又はDVD）内蔵のもの以外であって付加機能を3つ有するもの	$E=5.1 \times S + 69$	
倍速走査方式のもの			アナログハイビジョンテレビ	$E=5.5 \times S + 72$	
			アナログハイビジョンテレビ以外のもの	$E=5.5 \times S + 41$	

備考) 1 「VTR」とは、ビデオレコーダーをいい、「DVD」とは、デジタルバーサタイルディスクをいう。以下、同じ。

2 「受信機型サイズ」とは、表示画面の対角外径寸法をセンチメートル単位で表した数値

を2.54で除して小数点以下を四捨五入した数値をいう。

3「フラット型」とは、ブラウン管表面の中心と周辺部の間の最大落差値のブラウン管の対角寸法値に対する百分率比が0.5%以下のもの（ただし、周辺部及び対角寸法の測定位置は有効画面プラス5ミリメートル以内のこと。）を使用したものをいう。

4「アナログハイビジョンテレビ」とは、走査線数1,125本であつて、画面の横縦比が16:9のブラウン管テレビのうち、MUSEデコーダー及び衛星放送受信機能を有するものをいう。

5「付加機能」とは、2チューナー2画面分割機能、文字多重放送受信機能、MUSE-NTSCコンバータをいう。

6 E及びSは次の数値を表すものとする。表2において同じ。

E：基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）

S：受信機型サイズ

7 エネルギー消費効率の算定方法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第24号（平成22年2月18日）の「2エネルギー消費効率の測定方法2-1」による。

表2 液晶テレビ又はプラズマテレビに係る基準エネルギー消費効率又は算定式

画素数	受信機型サイズ	区 分		基準エネルギー消費効率又は算定式
		動画表示	付加機能	
FHD	19V型未満	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	E=59
			付加機能を1つ有するもの	E=71
			付加機能を2つ有するもの	E=83
			付加機能を3つ有するもの	E=95
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	E=74
			付加機能を1つ有するもの	E=86
			付加機能を2つ有するもの	E=98
			付加機能を3つ有するもの	E=110
	19V型以上 32V型未満	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	E=2.0×S+21
			付加機能を1つ有するもの	E=2.0×S+33
			付加機能を2つ有するもの	E=2.0×S+45
			付加機能を3つ有するもの	E=2.0×S+57
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	E=2.0×S+36
			付加機能を1つ有するもの	E=2.0×S+48
			付加機能を2つ有するもの	E=2.0×S+60
			付加機能を3つ有するもの	E=2.0×S+72
		液晶4倍速又は プラズマ	付加機能を有しないもの	E=2.0×S+58
			付加機能を1つ有するもの	E=2.0×S+70
			付加機能を2つ有するもの	E=2.0×S+82
			付加機能を3つ有するもの	E=2.0×S+94
	32V型以上	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	E=6.6×S-126
			付加機能を1つ有するもの	E=6.6×S-114
			付加機能を2つ有するもの	E=6.6×S-102
			付加機能を3つ有するもの	E=6.6×S-90
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	E=6.6×S-111
			付加機能を1つ有するもの	E=6.6×S-99
			付加機能を2つ有するもの	E=6.6×S-87
			付加機能を3つ有するもの	E=6.6×S-75
		液晶4倍速又は プラズマ	付加機能を有しないもの	E=6.6×S-89
			付加機能を1つ有するもの	E=6.6×S-77
			付加機能を2つ有するもの	E=6.6×S-65
			付加機能を3つ有するもの	E=6.6×S-53

その他のもの	19V型未満	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	E=44
			付加機能を1つ有するもの	E=56
			付加機能を2つ有するもの	E=68
			付加機能を3つ有するもの	E=80
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	E=59
			付加機能を1つ有するもの	E=71
			付加機能を2つ有するもの	E=83
			付加機能を3つ有するもの	E=95
	19V型以上 32V型未満	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	E=2.0×S+6
			付加機能を1つ有するもの	E=2.0×S+18
			付加機能を2つ有するもの	E=2.0×S+30
			付加機能を3つ有するもの	E=2.0×S+42
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	E=2.0×S+21
			付加機能を1つ有するもの	E=2.0×S+33
			付加機能を2つ有するもの	E=2.0×S+45
			付加機能を3つ有するもの	E=2.0×S+57
		液晶4倍速又は プラズマ	付加機能を有しないもの	E=2.0×S+43
			付加機能を1つ有するもの	E=2.0×S+55
			付加機能を2つ有するもの	E=2.0×S+67
			付加機能を3つ有するもの	E=2.0×S+79
	32V型以上	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	E=6.6×S-141
			付加機能を1つ有するもの	E=6.6×S-129
			付加機能を2つ有するもの	E=6.6×S-117
			付加機能を3つ有するもの	E=6.6×S-105
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	E=6.6×S-126
			付加機能を1つ有するもの	E=6.6×S-114
			付加機能を2つ有するもの	E=6.6×S-102
			付加機能を3つ有するもの	E=6.6×S-90
		液晶4倍速又は プラズマ	付加機能を有しないもの	E=6.6×S-104
			付加機能を1つ有するもの	E=6.6×S-92
			付加機能を2つ有するもの	E=6.6×S-80
			付加機能を3つ有するもの	E=6.6×S-68

備考) 1 「FHD」とは、垂直方向の画素数が1,080以上、かつ、水平方向の画素数が1,920以上のものをいう。

2 「受信機型サイズ」とは、駆動表示領域の対角寸法をセンチメートル単位で表した数値を2.54で除して小数点以下を四捨五入した数値をいう。

3 「動画表示」とは、次のものとする。

液晶ノーマル：液晶パネルを用い、1秒間に60コマ以上120コマ未満の静止画を表示するもの

液晶倍速：液晶パネルを用い、1秒間に120コマ以上240コマ未満の静止画を表示するもの

液晶4倍速：液晶パネルを用い、1秒間に240コマ以上の静止画を表示するもの

プラズマ：プラズマディスプレイパネルを用い表示するもの

4 「付加機能」とは、ダブルデジタルチューナー、DVD（録画機能を有するものに限る。）、磁気ディスク装置、ブルーレイディスクレコーダーをいう。

5 E及びSは次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）

S：受信機型サイズ

~~5.6~~ エネルギー消費効率の算定方法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に

基づく経済産業省告示第 24 号（平成 22 年 2 月 18 日）の「2 エネルギー消費効率の測定方法 2-2」による。

(2) 目標の立て方

当該年度のテレビジョン受信機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

7.9-3 電気便座

(1) 品目及び判断の基準等

電気便座	【判断の基準】 ○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に100/159を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。 【配慮事項】 ①分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
------	--

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気便座」に含まれないものとする。

- ①他の給湯設備から温水の供給を受けるもの
- ②温水洗浄装置のみのもの
- ③可搬式のもののうち、福祉の用に供するもの
- ④専ら鉄道車両において用いるためのもの

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

3 温水洗浄便座のうち瞬間式であって、節電方式としてタイマー方式及び非使用状態（夜間等）を判別する機能を備えているものについては、平成 ~~26~~²⁷ 年度の1年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に100/129を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、経過措置については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

4 暖房便座及び温水洗浄便座のうち貯湯式のものについては、判断の基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、当該期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。

表 電気便座に係る基準エネルギー消費効率

区 分		基準エネルギー消費効率
洗浄機能の有無	貯湯タンクの有無	
暖房便座（洗浄機能無し）		141
温水洗浄便座（洗浄機能有り）	貯湯式（貯湯タンク有り）	183
	瞬間式（貯湯タンク無し）	135

- 備考) 1 「暖房便座」とは、暖房用の便座のみを有するものをいう。
- 2 「温水洗浄便座」とは、暖房便座に温水洗浄装置を組み込んだものいう。
- 3 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 288 号（平成 19 年 11 月 26 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の電気便座の調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

7.9-4 電子レンジ

(1) 品目及び判断の基準等

電子レンジ	【判断の基準】 ①エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 ②待機時消費電力が0.05W未満であること。 ②③特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイトを始めラベル等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
-------	--

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電子レンジ」に含まれないものとする。

- ①ガスオーブンを有するもの
- ②業務の用に供するために製造されたもの
- ③定格入力電圧が 200 ボルト専用のもの
- ④庫内高さが 135 ミリメートル未満のもの
- ⑤システムキッチンその他のものに組み込まれたもの

2 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。の含有表示方法は、~~JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める方法によること。~~

3 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書 A の表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書 B に準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。

~~3.4~~ 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

~~4.5~~ 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表 電子レンジに係る基準エネルギー消費効率

区 分			基準エネルギー 消 費 効 率
機 能	加熱方式	庫内容積	
オープン機能を有するもの の以外（単機能レンジ）			60.1
オープン機能を有するもの の（オープンレンジ）	ヒーターの露出があるもの（熱風 循環加熱方式のものを除く。）	30L 未満のもの	73.4
		30L 以上のもの	78.2
	ヒーターの露出があるもの以外 （熱風循環加熱方式のものを除く。）	30L 未満のもの	70.4
		30L 以上のもの	79.6
	熱風循環加熱方式のもの		73.5

備考) 1 「庫内容積」とは、家庭用品品質表示法（昭和 37 年法律第 104 号）に基づく電気機械器具品質表示規程で定める加熱室の有効寸法より算出した数値をいう。

2 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 63 号（平成 18 年 3 月 29 日）の「2 エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の電子レンジの調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

8-10. エアコンディショナー等

8-10-1 エアコンディショナー

(1) 品目及び判断の基準等

エアコンディショナー	【判断の基準】 ①家庭用品品質表示法施行令別表第3号（七）のエアコンディショナーであって、直吹き形で壁掛け形のもの（マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）のうち冷房能力が4.0kW以下のものについては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に114/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。 ②上記①以外の家庭用のエアコンディショナーについては、エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に114/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。 ③業務の用に供するエアコンディショナーについては、エネルギー消費効率が表3に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した基準エネルギー消費効率に88/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。 ④冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ⑤特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイトを始めラベル等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①家庭用のエアコンディショナーにあつては、冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は750以下であること。業務の用に供するエアコンディショナーにあつては、冷媒に可能な限り地球温暖化係数の低い物質が使用されていること。 ②②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③製品を設計し、製造する場合は、冷媒の充填量の低減、一層の漏えい防止、回収のしやすさなどに配慮し、併せてこれらの情報の開示がなされていること。 ④④プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④⑥包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
------------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「エアコンディショナー」に含まれないものとする。

- ①冷房能力が28kW（マルチタイプの場合は50.4kW）を超えるもの
- ②ウィンド形・ウォール形及び冷房専用のもの
- ③水冷式のもの
- ④圧縮用電動機を有しない構造のもの

- ⑤電気以外のエネルギーを暖房の熱源とする構造のもの
- ⑥機械器具の性能維持若しくは飲食物の衛生管理を目的とするもの
- ⑦専ら室外の空気を冷却して室内に送風する構造のもの
- ⑧スポットエアコンディショナー
- ⑨車両その他の輸送機関用に設計されたもの
- ⑩高気密・高断熱住宅用ダクト空調システム
- ⑪冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽(暖房用を兼ねるものを含む。)を有する構造のもの
- ⑫専用の太陽電池モジュールで発生した電力によって圧縮機、送風機その他主要構成機器を駆動する構造のもの
- ⑬床暖房又は給湯の機能を有するもの
- ⑭熱回収式マルチエアコン

2 「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。

3 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

~~3.4~~ 判断の基準⑤については、ユニット型エアコンディショナー（パッケージ用のものを除く。）に適用することとし、特定の化学物質の含有表示方法は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める方法によること。特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950:2008に準ずるものとする。

5 配慮事項①については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第2項の指定製品の対象となる製品に適用するものとする。

6 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

~~4.7~~ 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

~~5.8~~ 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表 1 家庭用品品質表示法施行令別表第 3 号（七）のエアコンディショナーであって直吹き形で壁掛け形のもの（マルチタイプのもものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）のうち冷房能力が4.0kW以下のものに係る基準エネルギー消費効率

区 分		基準エネルギー消費効率
冷 房 能 力	室内機の寸法タイプ	
3.2kW 以下	寸法規定タイプ	5.8
	寸法フリータイプ	6.6
3.2kW 超 4.0kW 以下	寸法規定タイプ	4.9
	寸法フリータイプ	6.0

備考) 1 「室内機の寸法タイプ」とは、室内機の横幅寸法 800 ミリメートル以下かつ高さ 295 ミリメートル以下の機種を寸法規定タイプとし、それ以外を寸法フリータイプとする。

2 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 213 号(平成 21 年 6 月 22 日)の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。表 2 において同じ。

表 2 家庭用のエアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率

区 分		基準エネルギー消費効率
ユ ニ ッ ト の 形 態	冷 房 能 力	
直吹き形で壁掛け形のもの	4.0kW 超 5.0kW 以下	5.5
	5.0kW 超 6.3kW 以下	5.0
	6.3kW 超 28.0kW 以下	4.5
直吹き形で壁掛け形以外のもの（マルチタイプのもものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）	3.2kW 以下	5.2
	3.2kW 超 4.0kW 以下	4.8
	4.0kW 超 28.0kW 以下	4.3
マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	4.0kW 以下	5.4
	4.0kW 超 7.1kW 以下	5.4
	7.1kW 超 28.0kW 以下	5.4

表 3 業務の用に供するエアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率

区 分			基準エネルギー消費効率 又は算定式
形態及び機能	室内機の種類	冷房能力	
複数組合せ形のもの 及び下記以外のもの	四方向カセット形	3.6kW 未満	E=6.0
		3.6kW 以上 10.0kW 未満	$E=6.0-0.083 \times (A-3.6)$
		10.0kW 以上 20.0kW 未満	$E=6.0-0.12 \times (A-10)$
		20.0kW 以上 28.0kW 以下	$E=5.1-0.060 \times (A-20)$
	四方向カセット形 以外	3.6kW 未満	E=5.1
		3.6kW 以上 10.0kW 未満	$E=5.1-0.083 \times (A-3.6)$
		10.0kW 以上 20.0kW 未満	$E=5.1-0.10 \times (A-10)$
		20.0kW 以上 28.0kW 以下	$E=4.3-0.050 \times (A-20)$
マルチタイプのもので室内機の運転を個別制御するもの		10.0kW 未満	E=5.7
		10.0kW 以上 20.0kW 未満	$E=5.7-0.11 \times (A-10)$
		20.0kW 以上 40.0kW 未満	$E=5.7-0.065 \times (A-20)$
		40.0kW 以上 50.4kW 以下	$E=4.8-0.040 \times (A-40)$
室内機が床置きでダ	直吹き形	20.0kW 未満	E=4.9

クト接続形のものと びこれに類するもの		20.0kW 以上 28.0kW 以下	E=4.9
	ダクト形	20.0kW 未満	E=4.7
		20.0kW 以上 28.0kW 以下	E=4.7

備考) 1 「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。

2 E 及び A は次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率（単位：通年エネルギー消費効率）

A：冷房能力（単位：kW）

3 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 213 号（平成 21 年 6 月 22 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法(3)」による。

(2) 目標の立て方

当該年度のエアコンディショナーの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

8-10-2 ガスヒートポンプ式冷暖房機

(1) 品目及び判断の基準等

ガスヒートポンプ式冷暖房機	【判断の基準】 ①成績係数が表に示された区分ごとの数値以上であること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 【配慮事項】 ①冷媒に可能な限り地球温暖化係数の低い物質が使用されていること。 ①②分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
---------------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ガスヒートポンプ式冷暖房機」は、定格冷房能力が、7.1kW を超え 28kW 未満のものとする。

2 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

2-3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表 ガスヒートポンプ式冷暖房機に係る成績係数

区分	成績係数の種類	成績係数
JIS 適合機種	期間成績係数 (APF)	1.42
JIS 適合外機種	一次エネルギー換算成績係数 (COP)	1.15

備考) 1 期間成績係数 (APF) の算出方法は、JIS B 8627-1:[2006](#) による。

2 一次エネルギー換算成績係数 (COP) の算出方法については次式による。また、定格周波数が 50 ヘルツ・60 ヘルツ共用のものにあつては、それぞれの周波数で測定した数値により算定した数値のうち小さい方の値とする。

$$COP = (Cc / (Egc + Eec) + Ch / (Egh + Eeh)) / 2$$

COP : 一次エネルギー換算成績係数

Cc : 冷房標準能力 (単位 : kW)

Egc : 冷房ガス消費量 (単位 : kW)

Eec : 冷房消費電力 (単位 : kW) を 1kWh につき 9,760kJ として 1 次エネルギーに換算した値 (単位 : kW)

Ch : 暖房標準能力 (単位 : kW)

Egh : 暖房ガス消費量 (単位 : kW)

Eeh : 暖房消費電力 (単位 : kW) を 1kWh につき 9,760kJ として 1 次エネルギーに換算した値 (単位 : kW)

3 冷房標準能力、冷房ガス消費量、冷房消費電力、暖房標準能力、暖房ガス消費量及び暖房消費電力については、JIS B 8627-2:[2000](#) 又は B 8627-3:[2000](#) の規定する方法により測定する。

4 冷房消費電力、暖房消費電力については、室外機の実効消費電力とする。

(2) 目標の立て方

当該年度のガスヒートポンプ式冷暖房機の調達 (リース・レンタル契約を含む。) 総量 (台数) に占める基準を満たす物品の数量 (台数) の割合とする。

9-1-1. 温水器等

9-1-1-1 電気給湯器

(1) 品目及び判断の基準等

ヒートポンプ式 電気給湯器	【判断の基準】 ①家庭用ヒートポンプ式電気給湯器にあつては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 ②業務用ヒートポンプ式電気給湯器にあつては、成績係数が3.50以上であること。 ③冷媒にオゾン層を破壊する物質フロン類が使用されていないこと。 ④ハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。 【配慮事項】 ①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
------------------	---

備考) 1 暖房の用に供することができるものは、本項の判断の基準の対象とする「家庭用ヒートポンプ式電気給湯器」に含まれないものとする。

2 業務用ヒートポンプ式電気給湯器の成績係数の算出方法は、次式による。

成績係数（COP）＝ 定格加熱能力／定格消費電力

定格加熱能力：ヒートポンプユニットが別表に規定された定格加熱条件で運転した時に、循環する湯水に与えられる熱量。加熱ヒータにより同時に加熱を行うシステムの場合は、その熱量も加えたものとする（単位：kW）

定格消費電力：ヒートポンプユニットが別表に規定された定格加熱条件で運転した時に、消費する電力の合計。加熱ヒータにより同時に加熱を行うシステムの場合は、その消費電力も加えたものとする（単位：kW）

別表 定格加熱条件

項目	定格加熱条件（単位：℃）
外気温度（DB/WB）	16/12
給水温度	17
出湯温度	65

給水温度：ヒートポンプ式給湯器に供給される市水温度（単位：℃）

出湯温度：ヒートポンプユニットの出口温度（単位：℃）

3 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第 2 条第 1 項に定める物質をいう。

3-4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

4.5 判断の基準④③は、業務用ヒートポンプ式電気給湯器については適用しないものとする。ただし、冷媒にオゾン層を破壊する物質は使用されていないこと、かつ、可能な限り地球温暖化係数（地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値）の低い物質が使用されていることとする。

5.6 家庭用ヒートポンプ式電気給湯器の判断の基準①については、平成 2627 年度の 1 年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 25 年 2 月 5 日閣議決定）のヒートポンプ式電気給湯器に係る判断の基準①を満たすことをもって特定調達物品等とみなすこととする。なお、経過措置については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

表 家庭用ヒートポンプ式電気給湯器に係る基準エネルギー消費効率

想定世帯	貯湯容量	仕様	保温機能	貯湯缶数	基準エネルギー消費効率
標準 (4人世帯)	240リットル未満	寒冷地仕様 以外のもの	有	一缶	2.8
				多缶	2.4
			無	一缶	3.0
				多缶	2.6
		寒冷地仕様	有	一缶	2.3
				多缶	2.0
			無	一缶	2.6
				多缶	2.3
	240リットル以上 320リットル未満	寒冷地仕様 以外のもの	有	一缶	2.8
				多缶	2.8
			無	一缶	3.2
				多缶	2.8
		寒冷地仕様	有	一缶	2.3
				多缶	2.0
			無	一缶	2.7
				多缶	2.3
	320リットル以上 550リットル未満	寒冷地仕様 以外のもの	有	一缶	3.3
				多缶	2.8
			無	一缶	3.2
				多缶	2.8
		寒冷地仕様	有	一缶	2.7
				多缶	2.3
			無	一缶	2.7
				多缶	2.3
	550リットル以上	寒冷地仕様 以外のもの	有	一缶	2.9
				多缶	2.5
			無	一缶	2.9
				多缶	2.5
		寒冷地仕様	有	一缶	2.4
				多缶	2.1
			無	一缶	2.5
				多缶	2.2
少人数 (2人世帯)	—	寒冷地仕様 以外のもの	有	—	2.4
			無		2.8
		寒冷地仕様	有		2.0
			無		2.4

- 備考) 1 「貯湯容量」とは、JIS C 9220 に規定する湯水を貯蔵できるタンクの容量をいう。
- 2 「寒冷地仕様」とは、JIS C 9220 に規定する冬の寒さが厳しい地域での使用を想定した仕様をいう。
- 3 「保温機能」とは、ふろの湯を循環加温する機能をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度のヒートポンプ式電気給湯器の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

9-1-1-4 ガス調理機器

(1) 品目及び判断の基準等

ガス調理機器	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①こんろ部にあつては、エネルギー消費効率が表 1 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 ②グリル部にあつては、エネルギー消費効率が表 2 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の算定式を用いて算定した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 ③オープン部にあつては、エネルギー消費効率が表 3 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の算定式を用いて算定した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 【配慮事項】 ①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
--------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「ガス調理機器」に含まれないものとする。

- ①業務の用に供するために製造されたもの
 - ②ガス（都市ガスのうち 13A のガスグループに属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの
 - ③ガスグリル
 - ④ガスクッキングテーブル
 - ⑤ガス炊飯器
 - ⑥カセットこんろ
- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表 1 ガス調理機器のこんろ部に係る基準エネルギー消費効率

区 分			こんろ部 基準エネルギー消費効率
ガス調理機器の種別	設置形態	バーナーの数	
ガスこんろ	卓上形		51.0
	組込形		48.5
ガスグリル付こんろ	卓上形	2 口以下	56.3
		3 口以上	52.4
	組込形	2 口以下	53.0
		3 口以上	55.6
	キャビネット形又は据置形		49.7
ガスレンジ			48.4

- 備考) 1 「ガスレンジ」とは、ガスオープンとガスこんろを組み合わせたものをいう。
- 2 「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。
- 3 「組込形」とは、壁又は台に組み込んで使用するものをいう。
- 4 「キャビネット形」とは、専用のキャビネットの上に取り付けて使用するものをいう。
- 5 「据置形」とは、台又は床面に据え置いて使用するものをいう。
- 6 こんろ部のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省平成 18 年 3 月告示第 56 号の「3 エネルギー消費効率の測定方法(1)」による。

表 2 ガス調理機器のグリル部に係る基準エネルギー消費効率算定式

区 分		グリル部 基準エネルギー消費効率の算定式
燃焼方式	調理方式	
片面焼き	水あり	$E=25.1Vg+123$
	水なし	$E=25.1Vg+16.4$
両面焼き	水あり	$E=12.5Vg+172$
	水なし	$E=12.5Vg+101$

- 備考) 1 E 及び Vg は、次の数値を表すものとする。
- E : グリル部基準エネルギー消費効率 (単位 : Wh)
- Vg : 庫内容積 (単位 : L)
- 2 「片面焼き」とは、食材の片側から加熱調理する方式のものをいう。
- 3 「両面焼き」とは、食材の両面から加熱調理する方式のものをいう。
- 4 「水あり」とは、グリル皿に水を張った状態で調理する方式のものをいう。
- 5 「水なし」とは、グリル皿に水を張らない状態で調理する方式のものをいう。
- 6 「庫内容積」とは、焼網面積にグリル皿底面から入口上部までの高さを乗じた数値を小数点以下 2 桁で四捨五入した数値をいう。
- 7 グリル部のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省平成 18 年 3 月告示第 56 号の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

表3 ガス調理機器のオープン部（ガスオープンを含む）に係る基準エネルギー消費効率算定式

設置状態	オープン部 基準エネルギー消費効率の算定式
卓上又は据置形	$E=18.6V_o+306$
組込形	$E=18.6V_o+83.3$

備考) 1 E及び V_o は、次の数値を表すものとする。

E：オープン部基準エネルギー消費効率（単位：Wh）

V_o ：庫内容積（単位：L）

- 2 「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。
- 3 「組込形」とは、壁又は台に組み込んで使用するものをいう。
- 4 「据置形」とは、台又は床面に据え置いて使用するものをいう。
- 5 「庫内容積」とは、庫内底面積に庫内高さを乗じた数値を小数点以下2桁で四捨五入した数値をいう。
- 6 オープン部のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省平成18年3月告示第56号の「3エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

(2) 目標の立て方

当該年度のガス調理機器の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

~~10~~ 12. 照明

~~10~~ 12-1 照明器具

(1) 品目及び判断の基準等

LED 照明器具	【判断の基準】 ①固有エネルギー消費効率が表2に示された基準を満たすこと。 ②演色性は平均演色評価数 Ra が 7980 以上であること。 ③LED モジュール寿命は 40,000 時間以上であること。 ④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。 ②分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
----------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「蛍光灯照明器具」に含まれないものとする。

- ①防爆型のもの
 - ②耐熱型のもの
 - ③防じん構造のもの
 - ④耐食型のもの
 - ⑤車両その他の輸送機関用に設計されたもの
 - ⑥40 形未満の蛍光ランプを使用するものであって、壁掛け形又は施設用つり下げ形若しくはじか付け形のもの
 - ⑦鉱工業用機械用に設計されたもの
 - ⑧家具用に設計されたもの
 - ⑨さし込み口金及び蛍光ランプ用安定器が構造上一体となったもの
 - ⑩蛍光ランプを保護するためのグローブが透明なもの
- 2 G23 口金に対応する安定器内蔵コンパクト形蛍光ランプを用いた卓上スタンドについては、蛍光灯照明器具に係る判断の基準②を満たすことで特定調達物品等とみなすこととする。
- 3 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 4 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書 A の表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）の含有率に定める基準値とし、~~する。また、同~~基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書 B に準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。
- 5 本項の「LED 照明器具」とは、照明用白色 LED を用いた、つり下げ形、じか付け形、埋

込み形、壁付け形及び卓上スタンドとして使用する器具とする。ただし、従来の蛍光ランプで使用されている口金と同一形状の口金を有する LED ランプを装着できる照明器具のうち、口金を経て LED ランプへ給電する構造を持つ照明器具については、当面の間、対象外とする。

- 6 本項の LED 照明器具の「LED 照明器具の固有エネルギー消費効率」とは、器具から出る全光束を定格消費電力で割った値とする（定格消費電力は、器具外部に独立型電源装置を設置する必要がある場合はその電源装置の定格消費電力とする。）。なお、調光・調色機能付器具の固有エネルギー消費効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。
- 7 「平均演色評価数 Ra」の測定方法は、JIS C 7801（一般照明用光源の測光方法）及び JIS C 8152-2（照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法―第 2 部：LED モジュール及び LED ライトエンジン）に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。
- 8 本項の LED 照明器具の「LED モジュール寿命」とは、光源の初期の光束が 70%まで減衰するまでの時間とする。また、その測定方法は、JIS C 8152-3（照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法―第 3 部：光束維持率の測定方法）に準ずるものとする。
- 9 LED 照明器具の全光束測定方法については、JIS C 8105-5:2011（照明器具―第 5 部：配光測定方法）に準ずるものとする。
- 10 本項の「LED を光源とした内照式表示灯」とは、内蔵する LED 光源によって文字等を照らす表示板、案内板等とし、放熱等光源の保護に対応しているものとする。
- 11 本項の LED を光源とした内照式表示灯の「定格寿命」とは、光源の初期の光束が 50%まで減衰するまでの時間とする。
- 12 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 13 調達を行う各機関は、~~LED 照明器具の調達に当たって、現段階において JIS 規格が検討中であることを踏まえ、~~安全管理・品質管理が十分なされたものを、比較検討の上、選択するよう留意すること。
- 14 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表 1 蛍光灯器具に係る基準エネルギー消費効率

使用用途	区 分		基準エネルギー消費効率
	蛍光ランプの形状	蛍光ランプの大きさ	
施設用	直管形のもの又はコンパクト形のもののうち 2 本管形のもの	蛍光ランプの大きさの区分が 86 以上の蛍光ランプを使用するもの	100.8
		蛍光ランプの大きさの区分が 86 未満の蛍光ランプを使用するもの	100.5
	コンパクト形のもののうち 2 本管形以外のもの		61.6
家庭用	環形のもの又は直管形のもの	使用する蛍光ランプの大きさの区分の総和が 70 以上のもの（蛍光ランプの大きさの区分が 20 の直管形蛍光ランプを使用するものを除く）	91.6

		使用する蛍光灯の大きさの区分の総和が70未満のもの又は蛍光灯の大きさ区分の総和が70以上のものであって蛍光灯の大きさが20の直管形蛍光灯を使用するもの	78.1
卓上スタンド用	直管形のもの又はコンパクト形のもの		70.8

- 備考) 1 「蛍光灯の大きさの区分」とは、直管形蛍光灯のうち、高周波点灯専用形蛍光灯にあっては JIS C 7617-2 (片口金蛍光灯—第2部：性能仕様) の 2.3.1 に規定する定格ランプ電力をいい、それ以外のものにあっては JIS C 7617-2 の 2.3.1 に規定する大きさの区分をいい、コンパクト形蛍光灯又は環形高周波点灯専用形蛍光灯にあっては JIS C 7618-2 の 2.3.1 に規定する定格ランプ電力をいい、環形高周波点灯専用形蛍光灯以外の環形蛍光灯にあっては JIS C 7618-2 の 2.3.1 に規定する定格ランプ電力又は大きさの区分をいう。また、これらの規格に規定のない蛍光灯にあっては定格ランプ電力の数値とする。ただし、環形高周波点灯専用形蛍光灯のうち高出力点灯するものにあっては、高出力点灯時のランプ電力の数値とする。
- 2 エネルギー消費効率の算定法は、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 54 号（平成 22 年 3 月 19 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

表 2 LED照明器具に係る固有エネルギー消費効率の基準

<u>光源色</u>	<u>固有エネルギー消費効率</u>
<u>昼光色</u>	<u>110lm/W以上</u>
<u>昼白色</u>	
<u>白色</u>	
<u>温白色</u>	<u>75lm/W以上</u>
<u>電球色</u>	
<u>光源色</u>	<u>固有エネルギー消費効率</u>
<u>昼光色</u>	<u>70lm/W以上</u>
<u>昼白色</u>	
<u>白色</u>	
<u>温白色</u>	<u>60lm/W以上</u>
<u>電球色</u>	

- 備考) 1 「光源色」は、JIS Z 9112 (蛍光灯・LED の光源色及び演色性による区分) に規定する蛍光灯の光源色の区分に準ずるものとする。
- 2 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「LED 照明器具」に含まれないものとする。

(2) 目標の立て方

当該年度の品目ごとの調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

10-12-2 ランプ

(1) 品目及び判断の基準等

蛍光ランプ (大きさの区分 40 形直管蛍光ラ ンプ)	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①高周波点灯専用形（Hf）である場合は、次の基準を満たすこと。 ア. エネルギー消費効率は、ランプ効率でが 100lm/W 以上であること。 イ. 演色性は平均演色評価数 Ra が 80 以上であること。 ウ. 管径は 25.5（±1.2）mm 以下であること。 エ. 水銀封入量は製品平均 5mg 以下であること。 オ. 定格寿命は 10,000 時間以上であること。 ②ラピッドスタート形又はスタータ形である場合は、次の基準を満たすこと。 ア. エネルギー消費効率は、ランプ効率でが 85lm/W 以上であること。 イ. 演色性は平均演色評価数 Ra が 80 以上であること。 ウ. 管径は 32.5（±1.5）mm 以下であること。 エ. 水銀封入量は製品平均 5mg 以下であること。 オ. 定格寿命は 10,000 時間以上であること。 【配慮事項】 ○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
--	---

電球形形状のランプ	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①電球形 LED ランプである場合は、次の基準を満たすこと。 ア. エネルギー消費ランプ効率及び平均演色評価数 Ra が表 1 に示された光源色の区分ごとのランプ効率の基準を満たすこと。ただし、ビーム開きが 90 度未満の反射形タイプの場合は、エネルギー消費効率がランプ効率で <u>4550lm/W</u> 以上であること。 イ. 演色性は平均演色評価数 Ra が 70 以上であること。 ウイ. 定格寿命は 30,00040,000 時間以上であること。ただし、ビーム開きが 90 度未満の反射形タイプの場合は、30,000 時間以上であること。 ②電球形蛍光ランプである場合は、次の基準を満たすこと。 ア. エネルギー消費効率が表 2 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 イ. 水銀封入量は製品平均 4mg 以下であること。 ウ. 定格寿命は 6,000 時間以上であること。 ③上記①、②以外の電球形形状のランプである場合は、次の基準を満たすこと。 ア. エネルギー消費効率がランプ効率で <u>50lm/W</u> 以上であること。 イ. 定格寿命は 6,000 時間以上であること。 【配慮事項】 ○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
-----------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「電球形 LED ランプ」又は「電球形蛍光ランプ」は、電球用のソケットにそのまま使用可能なランプとする。ただし、人感センサ、非常用照明（直流電源回路）等は除く。

2 「平均演色評価数 Ra」の測定方法は、JIS C 7801（一般照明用光源の測光方法）に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。

3 「光源色」は、JIS Z 9112（蛍光ランプ・LED の光源色及び演色性による区分）に規定する光源色の区分に準ずるものとする。

4 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「蛍光ランプ」及び「電球形形状のランプ」に含まれないものとする。

~~3-5~~ 本項の「電球形 LED ランプ」とは、一般照明として使用する白色 LED 使用の電球形形状のランプとする。

~~4-6~~ 本項の電球形 LED ランプの「定格寿命」とは、光源の初期の光束が 70%まで減衰するまでの時間とする。また、その測定方法は、JIS C 8152-3（照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法—第 3 部：光束維持率の測定方法）に準ずるものとする。

~~5-7~~ 本項の電球形蛍光ランプの「定格寿命」とは、ランプが点灯しなくなるまでの総点灯時間又は全光束が初期値の 60%に下がるまでの総点灯時間のいずれか短いものとする。また、その測定方法は、JIS C 7620-2（一般照明用電球形蛍光ランプ—第 2 部：性能仕様）の定格寿命に準ずるものとする。

~~6-9~~ 調達を行う各機関は、非常用照明器具用のランプを調達する場合、器具の適合条件を十分確認すること。次の事項に十分留意すること。

~~ア. 非常用照明器具用のランプを調達する場合、器具の適合条件を十分確認すること。~~

イ、電球形蛍光ランプを電球形LEDランプに交換する場合は、当該ランプの使用条件、光源色やランプ効率、製品寿命等について、本項の判断の基準を比較検討の上、適切なランプを選択すること。

表1 電球形LEDランプに係るランプ効率及び平均演色評価数の基準

光源色	ランプ効率	平均演色評価数Ra
昼光色	80lm/W以上	70以上
昼白色		
白色		
温白色	70lm/W以上	80以上
電球色		
全光束	光源色	ランプ効率
400lm以上	昼光色	75lm/W以上
	昼白色	
	白色	60lm/W以上
	温白色	
	電球色	
400lm未満	昼光色	65lm/W以上
	昼白色	
	白色	55lm/W以上
	温白色	
	電球色	

備考) 1 「光源色」は、JIS Z 9112に規定する蛍光ランプの光源色の区分に準ずるものとする。
2 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「電球形LEDランプ」に含まれないものとする。
3 調光・調色対応の電球形LEDランプについては、表1の全光束別→光源色別の区分のランプ効率の基準から5lm/Wを差し引いた値とする。なお、当該ランプのランプ効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。

表2 電球形蛍光ランプに係る基準エネルギー消費効率

蛍光ランプの 大きさの区分	区 分		基準エネルギー 消費効率
	蛍光ランプの光源色	蛍光ランプの形状	
10	電球色		60.6
	昼白色		58.1
	昼光色		55.0
15	電球色		67.5
	昼白色		65.0
	昼光色		60.8
25	電球色	蛍光ランプが露出しているもの	72.4
		蛍光ランプが露出していないもの	69.1
	昼白色	蛍光ランプが露出しているもの	69.5
		蛍光ランプが露出していないもの	66.4
	昼光色	蛍光ランプが露出しているもの	65.2
		蛍光ランプが露出していないもの	62.3

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電球形蛍光ランプ」に

は含まれないものとする。

- ① 蛍光ランプに反射鏡を有する構造のもの
 - ② 光束を調節する機能を有するもの
 - ③ ~~昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するもの~~
 - ④ ~~③~~ 鶏舎用に設計されたもの
 - ⑤ ~~④~~ 蛍光ランプが分離できるもの
 - ⑥ ~~⑤~~ 蛍光ランプを保護するためのグローブが透明なもの
- 2 「蛍光ランプの大きさの区分」とは、JIS C 7620-2 に規定する大きさの区分をいう。
- 3 エネルギー消費効率の算定法は、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 54 号（平成 22 年 3 月 19 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

各品目の当該年度における調達総量（本数又は個数）に占める基準を満たす物品の数量（本数又は個数）の割合とする。

~~1-1-1~~ 3. 自動車等

~~1-1-1~~ 3-1 自動車

(1) 品目及び判断の基準等

自動車	【判断の基準】 ○新しい技術の活用等により従来の自動車と比較して著しく環境負荷の低減を実現した自動車であって、次に掲げる自動車であること。 ①電気自動車 ②天然ガス自動車 ③ハイブリッド自動車 ④プラグインハイブリッド自動車 ⑤燃料電池自動車 ⑥水素自動車 ⑦クリーンディーゼル自動車（乗車定員 10 人以下の乗用の用に供する自動車（以下「乗用車」という。）に限る。以下同じ。） ⑧乗用車・小型バス ア. ガソリン自動車 乗用車にあつては、表 1 に示された区分の排出ガス基準に適合し、表 2 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。乗車定員 11 人以上かつ車両総重量 3.5t 以下の乗用の用に供する自動車（以下「小型バス」という。）にあつては、表 1 に示された区分の排出ガス基準に適合し、表 3 に示された区分の燃費基準値を満たす自動車 イ. ディーゼル自動車 小型バスにあつては、表 3 に示された区分の燃費基準値を満たす自動車 ⑨小型貨物車 ア. ガソリン自動車 車両総重量 3.5t 以下の貨物自動車（以下「小型貨物車」という。）にあつては、表 1 に示された区分の排出ガス基準に適合し、表 4 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 イ. ディーゼル自動車 小型貨物車にあつては、表 5 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 ⑩重量車 ア. 乗車定員 11 人以上かつ車両総重量 3.5t 超の乗用自動車にあつては、表 6 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 イ. 車両総重量 3.5t 超の貨物自動車（けん引自動車を除く。以下「トラック等」という。）にあつては、表 7 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 ウ. 車両総重量 3.5t 超の貨物自動車（けん引自動車に限る。以下「トラックタ」という。）にあつては、表 8 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 ⑪LPガス自動車 ア. 乗用車にあつては、表 1 に示された区分の排出ガス基準に適合し、表 9 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 イ. 小型貨物車（車両総重量 2.5t 以下のものに限る。）にあつては、表 1 に示された区分の排出ガス基準に適合し、表 10 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車
-----	--

	【配慮事項】 <u>①エアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は150以下であること。</u> <u>①②鉛の使用量（バッテリーに使用されているものを除く。）が可能な限り削減されていること。</u> <u>②③資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。特に、希少金属類の減量化や再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</u> <u>③④再生材が可能な限り使用されていること。</u> <u>④⑤アイドリングストップ自動車として設計・製造されていること。</u> <u>⑤⑥エコドライブ支援機能を搭載していること。</u>
--	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「自動車」は、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年 8 月 16 日運輸省令第 74 号）第 2 条の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）とする。

2 ハイブリッド自動車及びクリーンディーゼル自動車については、当該自動車の燃料種及び車種に対応する表の区分ごとの燃費基準値を満たさない場合は、本項の判断の基準に適合しないものとする。

3 「車両総重量」とは、道路運送車両法第 40 条第 3 号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。

4 配慮事項①については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第 2 条第 2 項の指定製品の対象となる製品に適用するものとする。

5 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

4-6 「希少金属類」とは、昭和 59 年 8 月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された 31 鉱種（希土類は 17 元素を 1 鉱種として考慮）の金属をいう。

5-7 「エコドライブ支援機能」とは、最適なアクセル操作、シフトチェンジ等の運転者への支援機能、エコドライブ実施状況の表示、分析・診断等の機能、カーナビゲーションシステムと連動した省エネルギー経路の選択機能等をいう。

6-8 一般公用車（通常の行政事務の用に供する乗用自動車（乗車定員 10 人以下のものに限る。）であって、普通自動車又は小型自動車であるものをいう。以下同じ。）にあつては、バイオエタノール混合ガソリン（E3、E10 及び ETBE）の供給体制が整備されている地域から、その積極的な利用に努めること。

【以下略】

1-4-16. インテリア・寝装寝具

1-4-16－1 カーテン等

(1) 品目及び判断の基準等

<u>金属製ブラインド</u>	<u>【判断の基準】</u> <u>○日射反射率が表に示された数値以上であること。</u> <u>【配慮事項】</u> <u>①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</u> <u>②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</u>
-----------------	--

備考) 1 「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からフック、ランナー、ブラケット、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）、植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。

3 「生分解性」とは、生分解性試験（OECD 301C、JIS K 6950、JIS K 6951、JIS K 6953、JIS K 6955 等。試験期間は各試験法が定める期間）において 60%以上の生分解度を示す性能をいう。また、「非生分解性」とは生分解性でない性能をいう。

4 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

5 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

6 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）を再生した繊維をいう。

7 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

8 日射反射率の測定及び算出方法は、JIS R 3106、明度 L*の測定及び算出方法は、JIS Z 8781-4 にそれぞれ準ずるものとする。

8-9 調達を行う各機関は、クリーニングを行う場合には、クリーニングに係る判断の基準を満たす事業者を選択するよう十分留意すること。

表 日射反射率の基準

<u>明度 L*値</u>	<u>日射反射率 (%)</u>
<u>70.0 以下</u>	<u>40.0</u>
<u>70.0 超 80.0 以下</u>	<u>50.0</u>
<u>80.0 超</u>	<u>60.0</u>

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用したカーテン又は、布製ブラインド又は金属製ブラインドの調達総量（枚数又は点数）に占める基準を満たす物品の数量（枚数又は点数）の割合とする。

4-16-4 ベッド

(1) 品目及び判断の基準等

マットレス	【判断の基準】 ①詰物に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア．ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。 イ．植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。 ②フェルトに使用される繊維は全て未利用繊維又は反毛繊維であること。 ③材料からの遊離ホルムアルデヒドの放出量は75ppm以下であること。 ④ウレタンフォームの発泡剤にオゾン層を破壊する物質フロン類が使用されていないこと、及びハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。 【配慮事項】 ①修理が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
-------	---

備考) 1 医療用、介護用及び高度医療に用いるもの等特殊な用途のものについては、本項の判断の基準の対象とする「ベッドフレーム」に含まれないものとする。

2 高度医療に用いるもの（手術台、ICU ベッド等）については、本項の判断の基準の対象とする「マットレス」に含まれないものとする。

3 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第 2 条第 1 項に定める物質をいう。

3-4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

4-5 「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

5-6 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック、植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。

6-7 放散速度が 0.02mg/m³ h 以下と同等のものとは、次によるものとする。

ア．対応した日本工業規格又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F☆☆☆の基準を満たしたもの。JIS S 1102 に適合する住宅用普通ベッドは、本基準を満たす。

イ. 上記 ア. 以外の木質材料については、JIS A 1460 の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

平均値	最大値
0.5mg/L	0.7mg/L

~~7.8~~ 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

~~8.9~~ 「フェルト」とは、綿状にした繊維材料をニードルパンチ加工によりシート状に成形したものをいう（ただし、熱可塑性素材又は接着剤による結合方法を併用したものを除く。）。

~~9.10~~ 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）を再生した繊維をいう。

~~10.11~~ 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

~~11.12~~ ベッドフレームに係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。

~~12.13~~ ベッドフレーム及びマットレスを一体としてベッドを調達する場合については、それぞれの部分が上記の基準を満たすこと。

~~13.14~~ 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるベッドフレーム、マットレス及びこれらを一体としたベッドの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

4-7-19. 設備

(1) 品目及び判断の基準等

太陽熱利用システム（公共・産業用）	【判断の基準】 ①日射量が$20,930\text{kJ}/(\text{m}^2 \cdot \text{日})$かつ集熱媒体平均温度から気温を差し引いた値が$10\text{K}$である時、集熱器の集熱量効率が$40\%8,372\text{kJ}/(\text{m}^2 \cdot \text{日})$以上であること。 ②集熱器及び周辺機器について、別表2に示された項目が、ウェブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用または材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ②集熱器の稼働に係るエネルギーが最小限となるような設計がなされていること。 ③外枠・フレーム・架台等にアルミニウム合金を使用する製品では、アルミニウム二次地金（再生地金）を原材料の一部として使用している合金を用いること。 ④鉛はんだを使用していないこと。
-------------------	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「太陽光発電システム」は、商用電源の代替として、 10kW 以上の太陽電池モジュールを使用した太陽光発電による電源供給ができる公共・産業用のシステムをいう。

2 本項の判断の基準の対象とする「太陽熱利用システム」は、給湯又は冷暖房用の熱エネルギーとして、太陽エネルギーを利用した公共・産業用のシステムをいう。

3 「太陽電池モジュールのセル実効変換効率」とは、JIS C 8960において定められた実効変換効率を基に、モジュール化後のセル実効変換効率をいい、次式により算出する。

セル実効変換効率＝モジュールの公称最大出力／（太陽電池セルの合計面積×放射照度）

太陽電池セルの合計面積＝1セルの全面積×1モジュールのセル数

放射照度＝ $1000\text{W}/\text{m}^2$

1セルの全面積には、セル内の非発電部を含む。ただし、シリコン薄膜系、化合物系のセル全面積には集積部を含まない。

4 「定格負荷効率」「部分負荷効率」は JIS C 8961 に準拠して算出するものとする。

5 「集熱量効率」は JIS A 4112 に準拠して算出するものとする。JIS A 4122 で規定される「太陽集熱器」に適合する太陽熱利用システムは、本基準を満たす。

6 太陽電池モジュールの適格性確認試験及び形式認証については JIS C 8990 又は JIS C 8991 に準拠するものとする。

7 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア. 発電量又は集熱量の適正な把握・管理のため、物品の調達時に確認した別表1又は2の設置報告項目の情報を、当該設備を廃棄するまで管理・保管すること。

イ. 調達にあたっては、発電又は集熱にかかる機器の設置条件・方法を十分勘案し、設置に当たっては架台の部分が過剰に大きくなることを避けること。

ウ. 太陽光発電システムの導入にあたっては、太陽電池の特性を十分勘案した上で設置条件・方法を検討すること。なお、薄膜系太陽電池にあつては、設置事業者側に適切な設計体制が整っていること等、環境負荷低減効果を十分確認すること。

エ. 太陽熱利用システムの導入にあたっては、現在の使用熱エネルギー量を十分考慮した

設計を行うこと。

- オ．調達にあたっては、設置事業者に設置要領の詳細の提出を求め、その内容を確認するとともに、当該設備の維持・管理に必要となる情報（製造事業者が有する情報を含む。）を、設置事業者を通じ把握すること。

【以下略】

~~1-8-20~~. 災害備蓄用品

~~1-8-20~~－1 災害備蓄用品（飲料水）

(1) 品目及び判断の基準等

ペットボトル飲料水	【判断の基準】 ①賞味期限が5年以上であること。 ②製品及び梱包用外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。 【配慮事項】 ①回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。 ②容器（ボトル）については、可能な限り軽量化・薄肉化が図られていること。 ③使用するボトル、ラベル・印刷、キャップ等については、使用後の再処理、再利用適性に優れた容器とするための環境配慮設計がなされていること。
-----------	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ペットボトル飲料水」は、災害用に長期保管する目的で調達するものとする。

2 判断の基準②の原材料名については、梱包用外箱には適用しない。

3 ~~調達を行う各機関が~~個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。

4 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア. ペットボトル飲料水の調達に当たり、流通備蓄や災害発生時に自動販売機内の商品を無償提供できる「フリーベンド」機能を持った災害対策用自動販売機の利用を勧めること。

イ. ~~5—調達を行う各機関は~~災害備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。

ウ. ~~6—調達を行う各機関は~~納入時点における当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。

エ. 災害備蓄用の飲料水は、長期にわたって備蓄・保管することから、当該製品の賞味期限内における品質・安全性等について事前に十分確認の上、調達を行うこと。

7-5 使用するボトル、ラベル・印刷、キャップ等の環境配慮設計については、PET ボトルリサイクル推進協議会作成の「指定 PET ボトルの自主設計ガイドライン」を参考とすること。

(2) 目標の立て方

当該年度に調達するペットボトル飲料水の総調達量（本数）に占める基準を満たす物品の数量（本数）の割合とする。

1-8-20-2 災害備蓄用品（食料）

(1) 品目及び判断の基準等

缶詰 アルファ化米 保存パン 乾パン	【判断の基準】 ①賞味期限が5年以上であること。 ②製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。 【配慮事項】 ○回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。
レトルト食品等	【判断の基準】 ①次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 賞味期限が5年以上であること。 イ. 賞味期限が3年以上であって、容器、付属の食器及び発熱材等について回収し再利用される仕組みがあること。 ②製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。 【配慮事項】 ○回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。
栄養調整食品 フリーズドライ食品	【判断の基準】 ①賞味期限が3年以上であること。 ②製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。 【配慮事項】 ○回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「缶詰」「アルファ化米」「保存パン」「乾パン」「レトルト食品等」「栄養調整食品」及び「フリーズドライ食品」は、災害備蓄用品として調達するものに限る。

2 「レトルト食品等」とは、気密性を有する容器に調製した食品を充填し、熱溶融により密封され、常温で長期保存が可能となる処理を行った製品をいう。

3 「栄養調整食品」とは、通常の食品形態であって、ビタミン、ミネラル等の栄養成分を強化した食品をいう。

4 「缶詰」の判断の基準①については、基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、賞味期限3年以上であることをもって特定調達物品等とみなすこととする。なお、当該期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。

5 「アルファ化米」及び「乾パン」の賞味期限に係る判断の基準①については、市場動向を勘案しつつ今後見直しを実施することとする。

6 判断の基準②の原材料名については、梱包用外箱には適用しない。

7 調達を行う各機関が個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。

8 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア. 災害備蓄用品を調達するにあたって当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。

イ. 9—調達を行う各機関は納入時点における当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。

ウ. 災害備蓄用の食料は、長期にわたって備蓄・保管することから、当該製品の賞味期限内における品質・安全性等について事前に十分確認の上、調達を行うこと。

(2) 目標の立て方

各品目の当該年度に調達する総調達量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

1-8-20-3 災害備蓄用品（生活用品・資材等）

(1) 品目及び判断の基準等

毛布	【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 【配慮事項】 ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
作業手袋	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。 ②ポストコンシューマ材料からなる繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。 【配慮事項】 ①未利用繊維又は反毛繊維が可能な限り使用されていること（すべり止め塗布加工部分を除く。）。 ②漂白剤を使用していないこと。

テント	【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 【配慮事項】 ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
ブルーシート	【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレン繊維が繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。 【配慮事項】 ○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考) 1 「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸やポール、金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。））を使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量」に含めてよい。

3 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）を再生した繊維をいう。

4 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

5 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。

6 「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

7 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の

者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。)するルート(製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等)を構築していること。

イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報(回収方法、回収窓口等)が表示又は提供されていること。

「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

- 8 ~~調達を行う各機関が~~個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。
- 9 調達を行う各機関は災害備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。

一次電池	【判断の基準】 ①一次電池にあっては、表に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均持続時間を下回らないこと。 ②使用推奨期限が5年以上の製品仕様であること。 【配慮事項】 ○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
------	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「一次電池」は、我が国における形状の通称「単1形」「単2形」「単3形」又は「単4形」とする。

2 「最小平均持続時間」は、JIS C 8515 に規定する放電試験条件に準拠して測定するものとする。JIS C 8515 で規定されるアルカリ乾電池に適合する一次電池は、判断の基準①を満たす。

3 ~~調達を行う各機関が~~個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。

4 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア. 災害備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。

イ. ~~5~~ ~~調達を行う各機関は~~納入時点における当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。

表 一次電池に係る最小平均持続時間

形状の通称 (寸法:高さ・直径)	負荷抵抗 (Ω)	最小平均持続時間	
		初 度	12 か月貯蔵後及び 使用推奨期間内
単 1 形 (61.5mm・ 34.2mm)	2.2	810 分	725 分
	10	81 時間	72 時間
	2.2	15 時間	13 時間
	1.5	450 分	405 分
	600mA(放電電流)	11 時間	9.5 時間
単 2 形 (50.0mm・ 26.2mm)	3.9	770 分	690 分
	20	77 時間	69 時間
	3.9	12 時間	10 時間
	400mA(放電電流)	8.0 時間	7.0 時間
単 3 形 (50.5mm・ 14.5mm)	43	60 時間	54 時間
	3.9	4.0 時間	3.6 時間
	10	11.5 時間	10.0 時間
	1000mA(放電電流)	200 回	180 回
	24	31 時間	27 時間
	250mA(放電電流)	4.5 時間	4.0 時間
単 4 形 (44.5mm・ 10.5mm)	5.1	130 分	115 分
	24	14.5 時間	13.0 時間
	10	5.0 時間	4.5 時間
	75	44 時間	39 時間
	600mA(放電電流)	140 回	125 回

非 常 用 携 帯 燃 料	【判断の基準】 ①品質保証期限が5年以上であること。 ②名称、原材料名、内容量、品質保証期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。
	【配慮事項】 ○製品の包装又は梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考) 1 調達を行う各機関が個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。

2 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア. 災害備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。

イ. ~~3~~ 調達を行う各機関は納入時点におけるいて当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。

携帯発電機	【判断の基準】 ①次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. ガソリンエンジンを搭載する発電機（天然ガス又はLPガスを燃料として使用するものを含む。）にあっては、排出ガスが表 1 に示された排気量の区分ごとの基準値以下であること。 イ. ディーゼルエンジンを搭載する発電機にあっては、排出ガスが表 2 に示された基準値以下であること。 ②騒音レベルが98デシベル以下であること。 ③連続運転可能時間が3時間以上であること。ただし、カセットボンベ型のものにあっては1時間以上であること。 【配慮事項】 ①燃料消費効率が可能な限り高いものであること。 ②使用時の負荷に応じてエンジン回転数を自動的に制御する機能を有していること。 ③製品の小型化及び軽量化が図られていること。 ④製品の長寿命化、部品の再使用又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
-------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「携帯発電機」は、発電機の定格出力が 3kVA 以下の発動発電機とする。

2 騒音レベルの測定方法は「建設機械の騒音及び振動の測定値の測定方法（平成 9 年建設省告示第 1537 号）」による。

3 **調達を行う各機関が**個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。

4 調達を行う各機関は、発電する電気の周波数に留意すること。

表 1 ガソリンエンジン搭載発電機に係る排出ガス基準値

排気量の区分	排出ガス基準値 (g/kWh)	
	HC+NOx	CO
66cc 未満	50	610
66cc 以上 100cc 未満	40	
100cc 以上 225cc 未満	16.1	
225cc 以上	12.1	

備考) 排出ガスの測定方法は JIS B 8008-4 の G2 モードによる。

表 2 ディーゼルエンジン搭載発電機に係る排出ガス基準値

排出ガス基準値 (g/kWh)		
NMHC+NOx	CO	PM
7.5	8	0.4

備考) 排出ガスの測定方法は JIS B 8008-4 の D2 モードによる。

(2) 目標の立て方

当該年度の各品目の調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

なお、集計に当たっては、毛布、作業手袋、テント、ブルーシート及び一次電池については、通常業務において使用する本基本方針に示す特定調達品目との合計で行う。

2-0-2-2. 役務

2-0-2-2-1 省エネルギー診断

(1) 品目及び判断の基準

省エネルギー診断	【判断の基準】 ○省エネルギー診断の具体的項目に応じて、表 1 に掲げる技術資格を有する者若しくはこれと同等と認められる技能を有する者又はこれらの者を使用する法人が、他の者の庁舎等における空気調和設備、照明設備、熱源設備、受変電設備、制御設備及び給排水衛生設備等の稼働状況、運用状況並びにエネルギー使用量その他必要な項目について調査・分析を行い、それらの結果に基づき、更なるエネルギーの使用の合理化が図られるべく、設備・機器の導入、改修及び運用改善について表 2 の内容を含む省エネルギー対策に係る設備・機器の導入、改修及び運用改善について提案が行われるものであること。
----------	---

表 1

一級建築士
一級建築施工管理技士
一級電気工事施工管理技士
一級管工事施工管理技士
技術士（建設、電気・電子、機械、衛生工学、環境）
エネルギー管理士 （熱、電気）
建築設備士
<u>第一種電気主任技術者</u>

表 2

過去 3 年間程度のエネルギー消費実績及び光熱水費実績、設備の保有と稼働状況
設備・機器ごとのエネルギー消費量の実績又は推計及び推計根拠
<u>エネルギー消費量に関するベースラインの推定と推定根拠</u>
設備・機器の導入、改修 、運用改善 に伴う省エネルギー量の推計及び推計根拠
<u>運用改善項目及びそれらに伴う省エネルギー量の推計及び推計根拠</u>
設備・機器の導入、改修 、運用改善 に伴う必要投資額及びその投資額に関する推定根拠

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する省エネルギー診断の総件数及び対象となりうる施設等の具体的範囲を示すこととする。

2-0-2-2 印刷

(1) 品目及び判断の基準等

印刷	【判断の基準】 ＜共通事項＞ ①印刷・情報用紙に係る判断の基準（「紙類」参照。）を満たす用紙が使用されていること。ただし、冊子形状のものについては表紙を除くものとし、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ②表 1 に示された B、C 及び D ランクの紙へのリサイクルにおいて阻害要因となる材料が使用されていないこと。ただし、印刷物の用途・目的から使用する場合は、使用部位、廃棄又はリサイクル方法を記載すること。 ③印刷物へリサイクル適性を表示すること。 ④印刷の各工程において、表 2 に示された環境配慮のための措置が講じられていること。 ＜個別事項＞ ①オフセット印刷 ア. 植物由来の油を含有したインキであって、かつ、芳香族成分が 1%未満の溶剤のみを用いるインキが使用されていること。 イ. インキの化学安全性が確認されていること。 ②デジタル印刷 ア. 電子写真方式（乾式トナーに限る。）にあっては、トナーカートリッジの化学安全性に係る判断の基準（「トナーカートリッジ」参照。）を満たすトナーが使用されていること。 イ. 電子写真方式（湿式トナーに限る。）又はインクジェット方式にあっては、トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。 【配慮事項】 ①印刷物の用途及び目的を踏まえ、可能な限り軽量化されていること。 ②デジタル化の推進等（DTP、CTP、DDCP方式の採用等）により廃棄物の発生が可能な限り抑制されていること。 ③揮発性有機化合物（VOC）の発生抑制に配慮されていること。 ④インキ缶やインク、トナー等の容器、感光ドラム等の資材・部品等が再使用又はリサイクルされていること。 ⑤印刷物の表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用が可能な限り抑制されていること。 ⑥紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ⑦製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易
----	---

さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「印刷」は、紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を印刷する役務とし、文具類等他の品目として調達する場合を除く。ただし、他の品目として調達する場合にあっても、可能な限り本項の判断の基準を満たすよう努めること。
- 2 「オフセット印刷」とは、印刷版の印刷インキを転写体に転移し、さらにこれを紙などに再転移する印刷方式をいう。
- 3 「デジタル印刷」とは、無版印刷であって電子写真方式またはインクジェット方式による印刷方式をいう。
- 4 判断の基準<共通事項>②及び③の印刷物リサイクル適性の表示等については、古紙再生促進センター作成、日本印刷産業連合会運用の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」を参考とすること。ただし、使用する材料に古紙リサイクル適性ランクが定められていない場合には、適用しないものとする。
- 5 判断の基準<共通事項>③の「リサイクル適性の表示」は、次の表現とすること。ただし、長期間にわたり保存・保管する等リサイクルを前提としない印刷物については、適用しないものとする。なお、古紙リサイクル適性ランク及び表示方法については、「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」の検討結果を踏まえ、適切に見直しを行うものとする。
- ア. Aランクの材料のみ使用の場合は「印刷用の紙にリサイクルできます」
- イ. AまたはBランクの材料のみ使用（ア. の場合を除く）する場合は「板紙にリサイクルできます」
- ウ. CまたはDランクの材料を使用する場合は「リサイクルに適さない資材を使用しています」
- 6 調達を行う各機関は、表3の資材確認票を参考とし、使用される資材等について確認すること。なお、印刷物の長期使用、強度補強等のため光沢ラミネート等を行うことが望ましい場合もあることを勘案し、使用目的等にあった資材を適切に選択すること。
- 7 「植物由来の油を含有したインキ」とは、植物由来の油含有量の比率が、インキの種類ごとに下表のとおり定める要件を満たすものをいう。

インキの種類	植物由来の油含有量比率
新聞オフ輪インキ	30%以上
ノンヒートオフ輪インキ	30%以上
枚葉インキ (ただし、金、銀、パール、白インキ)	20%以上 (10%以上)
ビジネスフォームインキ	20%以上
ヒートセットオフ輪インキ	7%以上
各種 UV インキ	7%以上

- 8 「芳香族成分」とは、JIS K 2536に規定されている石油製品の成分試験法をインキ溶剤に準用して検出される芳香族炭化水素化合物をいう。
- 9 判断の基準<共通事項>④及び配慮事項②③④⑤については、日本印刷産業連合会作成の「日印産連『オフセット印刷サービスグリーン基準』及び『グリーンプリンティング(GP)認定制度』ガイドライン」を参考とすること。
- 10 調達を行う各機関は、必要に応じ表4のチェックリストを参考とし、印刷の各工程における基準について確認すること。
- 11 判断の基準<個別事項>①イの「化学安全性」とは、次のア及びウを満たすことをいう。また、判断の基準<個別事項>②イの「化学安全性」とは、次のア又はイのいずれかを満たし、かつ、ウを満たすことをいう。
- ア. 印刷インキ工業連合会の「印刷インキに関する自主規制(NL規制)」(平成23年9月

1 日改訂)に適合していること。

イ. 特定の化学物質（鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテル）が含有率基準値を超えないこと。特定の化学物質の含有率基準値については、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）の含有率に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。

ウ. 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の対象物質を特定していること（MSDS（化学物質等安全データシート）を備えていること。）。

1 2 調達を行う各機関は、印刷物の必要な部数・量を適正に見積り、過大な発注とならないよう努めること。

1 3 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

表 1 古紙リサイクル適性ランクリスト

	【Aランク】	【Bランク】	【Cランク】	【Dランク】
	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害にならない	紙へのリサイクルには阻害となるが、板紙へのリサイクルには阻害とならない	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害になる	微量の混入でも除去することが出来ないため、紙、板紙へのリサイクルが不可能になる
① 紙	【普通紙】 アート紙／コート紙 ／上質紙／中質紙／ 更紙	—	—	—
	【加工紙】 抄色紙(A)*／ファン シーペーパー(A)*／ 樹脂含浸紙（水溶性の もの）	【加工紙】 抄色紙(B)*／ファン シーペーパー(B)*／ ポリエチレン等樹脂 コーティング紙／ポ リエチレン等樹脂ラ ミネート紙／グラシ ンペーパー／インデ ィアペーパー	【加工紙】 抄色紙(C)*／ファン シーペーパー(C)*／樹脂 含浸紙（水溶性のもの を除く）／硫酸紙／タ ーポリン紙／ロウ紙／ セロハン／合成紙／カ ーボン紙／ノーカーボ ン紙／感熱紙／圧着紙	【加工紙】 捺染紙／昇華転写紙 ／感熱性発泡紙／芳 香紙

② インキ類	【通常インキ】 凸版インキ／平版インキ（オフセットインキ）／溶剤型グラビアインキ／溶剤型フレキソインキ／スクリーンインキ	【通常インキ】 水性グラビアインキ／水性フレキソインキ	—	—
	【特殊インキ】 リサイクル対応型 UV インキ☆／オフセット用金・銀インキ／パールインキ／OCR インキ（油性）	【特殊インキ】 UV インキ／グラビア用金・銀インキ／OCR UV インキ／EB インキ／蛍光インキ	【特殊インキ】 感熱インキ／減感インキ／磁性インキ	【特殊インキ】 昇華性インキ／発泡インキ／芳香インキ
	【特殊加工】 OP ニス	—	—	—
	<u>【デジタル印刷インキ類】</u> <u>リサイクル対応型ド</u> <u>ライトナー☆</u>	<u>【デジタル印刷インキ類】</u> <u>ドライトナー</u>		
③ 加工資材	【製本加工】 製本用針金／ホッチキス等／難細裂化 EVA 系ホットメルト☆／PUR 系ホットメルト☆／水溶性のり	【製本加工】 製本用糸／EVA 系ホットメルト	【製本加工】 クロス貼り（布クロス、紙クロス）	—
	【表面加工】 光沢コート（ニス引き、プレスコート）	【表面加工】 光沢ラミネート（PP 貼り）／UV コート、UV ラミコート／箔押し	—	—
	【その他加工】 リサイクル対応型シール（全離解可能粘着紙）☆	【その他加工】 シール（リサイクル対応型を除く）	【その他加工】 立体印刷物（レンチキュラーレンズ使用）	—
④ その他	—	【異物】 粘着テープ（リサイクル対応型）	【異物】 石／ガラス／金物（製本用ホッチキス、針金等除く）／土砂／木片／プラスチック類／布類／建材（石こうボード等）／不織布／粘着テープ（リサイクル対応型を除く）	【異物】 芳香付録品（芳香剤、香水、口紅等）

備考) 1 ☆印の資材（難細裂化 EVA 系ホットメルト、PUR 系ホットメルト、リサイクル対応型 UV インキ、リサイクル対応型シール、リサイクル対応型ドライトナー）は、日本印刷産業連合会の「リサイクル対応型印刷資材データベース」に掲載されていることを確認すること。

2 * 印の資材（抄色紙、ファンシーペーパー）は、環境省の「グリーン購入法.net」に掲載されている各製品のリサイクル適性を確認すること。

表2 オフセット印刷又はデジタル印刷に関連する印刷の各工程における環境配慮項目及び基準

工程		項 目	基 準
製版		デジタル化	工程のデジタル化（DTP 化）率が 50%以上であること。
		廃液及び製版フィルムからの銀回収	製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っていること。
刷版		印刷版の再使用又はリサイクル	印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っていること。
印刷	オフセット	VOC の発生抑制	廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をする等の VOC の発生抑制策を講じていること。 輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC 処理装置を設置し、適切に運転管理していること。
		製紙原料へのリサイクル	損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料へのリサイクル率が 80%以上であること。
	デジタル	印刷機の環境負荷低減	省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っていること。
		製紙原料等へのリサイクル	損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上であること。
表面加工		VOC の発生抑制	アルコール類を濃度 30%未満で使用していること。
		製紙原料等へのリサイクル	損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上であること。
製本加工		騒音・振動抑制	窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じていること。
		製紙原料へのリサイクル	損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が 70%以上であること。

- 備考）
- 1 本基準は、印刷役務の元請か下請かを問わず、印刷役務の主たる工程を行う者に適用するものとし、オフセット印刷又はデジタル印刷に関連する印刷役務の一部の工程を行う者には適用しない。
 - 2 製版工程においては、「デジタル化」又は「廃液及び製版フィルムからの銀回収」のいずれかを満たせばよいこととする。
 - 3 製版工程の「銀の回収」とは、銀回収システムを導入している又は銀回収システムを有するリサイクル事業者、廃棄物回収業者に引き渡すことをいう。なお、廃液及び製版フィルムからの銀の回収は、技術的に不可能な場合を除き、実施しなければならない。
 - 4 刷版工程の印刷版の再使用又はリサイクル（印刷版に再生するものであって、その品質が低下しないリサイクルを含む）は、技術的に不可能な場合を除き、実施しなければならない。
 - 5 オフセット印刷工程における「VOC の発生抑制」、デジタル印刷工程における「印刷機の環境負荷低減」及び製本加工工程における「騒音・振動抑制」については、当該対策を実施するための手順書等を作成・運用している場合に適合しているものとみなす。
 - 6 デジタル印刷工程、表面加工工程の「製紙原料等へのリサイクル」には、製紙原料へのリサイクル以外のリサイクル（RPF への加工やエネルギー回収等）を含む。

表3 資材確認票の様式（例）

				作成年月日： 年 月 日		
御中						
件名： _____						
資 材 確 認 票						
〇〇印刷株式会社						
印刷資材		使用 有無	リサイクル 適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	備考
用紙	本文	○	A	上質紙	〇〇製紙／〇〇	
	表紙	○	A	コート紙	〇〇製紙／〇〇	
	見返し	○	A	上質紙	〇〇製紙／〇〇	
	カバー	－	－			
インキ類		○	A	平版インキ	〇〇インキ／〇〇	
加工	製本加工	○	A	PUR 系ホットメルト	〇〇化学／〇〇	
	表面加工	○	A	OP ニス	〇〇化学／〇〇	
	その他加工	－	－			
その他						

↓

使用資材	リサイクル適性	判別
A ランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	○
A または B ランクの資材のみ使用	板紙にリサイクルできます	
C または D ランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	

- 備考） 1 資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に掲載された古紙リサイクル適性ランクリストを参照すること。
- 2 古紙リサイクル適性ランクが定められていない用紙、インキ類等の資材を使用する場合は、「リサイクル適性ランク」の欄に「ランク外」と記載すること。
- 3 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。

表4 オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト様式（例）

		作成年月日： 年 月 日
御中		
オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト		
〇〇印刷株式会社		
工程	実 現	基 準（要求内容）
製版	はい／いいえ	①次の A 又は B のいずれかを満たしている。 A 工程のデジタル化（DTP 化）率が 50%以上である。 B 製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っている。
刷版	はい／いいえ	②印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っている。
印刷	オフ セ ッ ト	はい／いいえ
	はい／いいえ	③廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をする等の VOC の発生抑制策を講じている。
	はい／いいえ	④輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC 処理装置を設置し、適切に運転管理している。
	はい／いいえ	⑤損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料へのリサイクル率が 80%以上である。
	デ ジ タ ル	はい／いいえ
はい／いいえ	⑥省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っている。	
はい／いいえ	⑦損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上である。	
表面 加工	はい／いいえ	⑧アルコール類を濃度 30%未満で使用している。
	はい／いいえ	⑨損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上である。
製本 加工	はい／いいえ	⑩窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。
	はい／いいえ	⑪損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が 70%以上である。

備考） 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する印刷（他の役務の一部として発注される印刷を含む。）の総件数に占める基準を満たす印刷の件数の割合とする。

2-0-2-2-6 庁舎管理等

(1) 品目及び判断の基準等

庁舎管理	【判断の基準】 ①庁舎管理において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。 ②当該施設において実施すべき、次のアからエに関する措置等を選定するとともに、当該措置等に関連する設備・機器等の運転条件、計測頻度、保守・点検頻度、方法等の管理基準に基づき、実施状況を施設管理者に毎月報告すること。 ア. 温湿度の適切な設定及び管理がなされていること。 イ. 照明効率を維持するための措置が講じられていること。 ウ. 空気調和設備、熱源設備のエネルギー効率を維持するための措置が講じられていること。 エ. 受変電設備、制御設備及び給排水衛生設備等について、適切な管理及び措置が講じられていること。 ③常駐管理にあっては、エネルギーの使用量、水の使用量及び廃棄物の排出量について施設管理者に毎月報告し、前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、施設管理者に次の提案が行われるものであること。また、使用量及び排出量が著しく減少した場合は、その要因についても検証すること。 ア. エネルギー使用量が増加した場合は、その要因分析及びその分析結果を踏まえた適切な省エネルギー対策（施設利用者と連携して行う省エネルギー対策を含む。）。 イ. 水の使用量が増加した場合は、その要因分析及びその分析結果を踏まえた適切な節水対策（施設利用者と連携して行う節水対策を含む。）。 ウ. 廃棄物の排出量が増加した場合は、その要因分析及びその分析結果を踏まえた適切な廃棄物排出抑制対策、省資源対策（施設利用者と連携して行う廃棄物排出抑制対策、省資源対策を含む。）。 ④常駐管理以外にあっては、エネルギーの使用量、水の使用量及び廃棄物の排出量が前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、施設管理者と協力してその要因分析を行ない、削減対策について提案が行われるものであること。また、使用量及び排出量が著しく減少した場合は、その要因についても検証すること。 <u>⑤庁舎管理に空気調和設備、熱源設備の維持管理を含む場合にあっては、冷媒として用いられるフロン類の漏えいの防止のための適切な措置が講じられていること。</u> 【配慮事項】 ①エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく「工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成21年経済産業省告示第66号）」を踏まえ、建築物衛生法に基づく、建築物環境衛生管理基準等に配慮の上、庁舎におけるエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施が図られていること。 ②施設のエネルギー管理、使用実態に関する分析・評価に当たっては、各種管理・評価ツールの活用に努めていること。 <u>③庁舎管理に空気調和設備のメンテナンスを含む場合にあっては、冷媒として用いられるフロン類の漏洩の防止及び充填等作業に伴う大気放出の抑制に努めていること。</u>
-------------	--

	④③ 庁舎管理において使用する物品の調達に当たっては、特定調達品目に該当しない場合であっても、資源採取から廃棄に至るライフサイクル全体についての環境負荷の低減に考慮するよう努めていること。
--	--

備考) 1 「常駐管理」とは定められた時刻において、業務実施者が常駐し、常時施設の運転・監視及び日常点検・保守等の業務にあたる管理形態をいう。

2 庁舎管理に係る判断の基準②、③及び④については、契約の対象となる業務の範囲に当該基準に関連する内容が含まれる場合に適用するものとする。

3 庁舎管理に係る判断の基準②の施設において実施すべき措置等は、当該施設の管理形態、建物の規模、設備・機器等の利用状況を勘案し、施設管理者と協議の上、別表を参考として選定するものとする。

4 「施設利用者」とは、入居者又は来庁者をいう。

5 庁舎管理に係る判断の基準②、③及び④については、施設の改修、大規模な設備・機器の更新・導入等の措置・対策は含まれないものとする。

6 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第 2 条第 1 項に定める物質をいう。

~~6~~ 7 本項の判断の基準の対象とする「植栽管理」とは、庁舎周辺等の植栽地及び屋上緑化等の管理とする。

~~7~~ 8 植栽管理に係る判断の基準②の「総合的病害虫・雑草管理を行う体制」とは、発生状況等の調査、被害の早期発見、剪定や捕殺などの物理的防除も含めた防除方法の選択等、経済性を考慮しつつ健康と環境への負荷の軽減を総合的に講じる体制をいう。

~~8~~ 9 植栽管理に係る判断の基準②及び③については、農薬の使用に係る施設管理者や周辺地域への情報提供、農薬の飛散防止、適正使用の記録の保持等、「住宅地等における農薬使用について（平成 25 年 4 月 26 日付 25 消安第 175 号環水大土発第 1304261 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長連名通知）」に準拠したものであること。

【以下略】

2-0-2-2-12 自動販売機設置

(1) 品目及び判断の基準等

飲料自動販売機設置	【判断の基準】 ①エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 ②冷媒及び断熱材発泡剤に次の物質フロン類が使用されていないこと。 ア. オゾン層を破壊する物質 イ. ハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン） ③断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質及びハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。 ④③表2に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。また、環境配慮設計の実施状況については、その内容がウェブサイト、環境報告書等により公表され、容易に確認できること。 ⑤④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 ⑥⑤使用済自動販売機の回収リサイクルシステムがあり、リサイクルされない部分については適正処理されるシステムがあること。 【配慮事項】 ①年間消費電力量及びエネルギー消費効率基準達成率並びに冷媒（種類、地球温暖化係数及び封入量）が自動販売機本体の見やすい箇所に表示されるとともに、ウェブサイトにおいて公表されていること。 ②屋内に設置される場合にあっては、夜間周囲に照明機器がなく、商品の選択・購入に支障をきたす場合を除き、照明が常時消灯されていること。 ③屋外に設置される場合にあっては、自動販売機本体に日光が直接当たらないよう配慮されていること。 ④カップ式飲料自動販売機にあっては、マイカップに対応可能であること。 ⑤真空断熱材等の熱伝導率の低い断熱材が使用されていること。 ⑥自動販売機本体と併設して飲料容器の回収箱を設置するとともに、容器の分別回収及びリサイクルを実施すること。 ⑦自動販売機の設置・回収、販売品の補充、容器の回収等に当たって低燃費・低公害車を使用する、配送効率の向上のための取組を実施する等物流に伴う環境負荷の低減が図られていること。 ⑧製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑨包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
-----------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象となる「飲料自動販売機設置」は、缶・ボトル飲料自動販売機、紙容器飲料自動販売機及びカップ式飲料自動販売機を設置する場合をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを設置する場合は、これに含まれないものとする。

- ①商品を常温又は常温に近い温度のみで保存する収容スペースをもつもの
- ②台の上に載せて使用する小型の卓上型のもの
- ③車両等特定の場所で使用することを目的とするもの

- ④電子冷却（ペルチェ冷却等）により、飲料（原料）を冷却しているもの
- 2 本項の判断の基準は、設置に係る契約等の期間中又は契約更新等の場合で機器の入替えが発生しない場合には適用しないものとする。
- 3 判断の基準①については、災害対応自動販売機、ユニバーサルデザイン自動販売機及び社会貢献型自動販売機のうち、当該機能を有することにより、消費電力量の増加するものについては適用しないものとする。
- 4 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第 2 条第 1 項に定める物質をいう。判断の基準②において使用できる冷媒は、二酸化炭素、炭化水素及びハイドロフルオロレフィン（HFO1234yf）等。
- 4.5 判断の基準②イの冷媒については、次のいずれかに該当する場合は、紙容器飲料自動販売機又はカップ式飲料自動販売機には適用しないものとする。ただし、オゾン層を破壊する物質は使用されていないこと、かつ、可能な限り地球温暖化係数の低い物質が使用されていることとする。
- ア. 紙容器飲料自動販売機又はカップ式飲料自動販売機
- イ. 使用される冷媒に用いられている物質の地球温暖化係数が相当程度小さい場合（地球温暖化係数 140 未満。該当する冷媒は二酸化炭素、炭化水素及びハイドロフルオロレフィン（HFO1234yf）等）
- 5.6 本項における「地球温暖化係数」とは、温室効果ガスである物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度を二酸化炭素に係る当該程度に対する比で示した数値をいう。
- 7 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 6.8 判断の基準⑤における特定の化学物質の含有率基準値については、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書 A の表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）の含有率に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書 B に準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。
- 7.9 「エネルギー消費効率基準達成率」とは、判断の基準①で算出した当該製品の基準エネルギー消費効率をエネルギー消費効率で除した数値を百分率（小数点以下を切り捨て）で表したものとする。
- 8.10 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
- ア. 利用人数、販売量等を十分勘案し、必要な台数、適切な大きさの自動販売機を設置すること。
- イ. 設置場所（屋内・屋外、日向・日陰等）によって、エネルギー消費等の環境負荷が異なることから、可能な限り環境負荷の低い場所に設置するよう検討すること。
- ウ. マイカップ対応型自動販売機の設置に当たっては、設置場所及び周辺の清掃・衛生面の確認を行い、購入者への注意喚起を実施するとともに、衛生面における問題が生じた場合の責任の所在の明確化を図ること。

表 1 飲料自動販売機に係る基準エネルギー消費効率算定式

区 分			基準エネルギー消費効率の算定式
販売する飲料の種類	自動販売機の種類		
缶・ボトル飲料	コールド専用機又はホットオアコールド機		E=0.218V+401
	ホットアンドコールド機（庫内奥行寸法が 400mm 未満のもの）		E=0.798Va+414
	ホットアンドコールド機（庫内奥行寸法が 400mm 以上のもの）	電子マネー対応装置のないもの	E=0.482Va+350
		電子マネー対応装置のあるもの	E=0.482Va+500
紙 容 器 飲 料	A タイプ（サンプルを使用し、商品販売を行うもの）	コールド専用機	E=0.948V+373
		ホットアンドコールド機（庫内が 2 室のもの）	E=0.306Vb+954
		ホットアンドコールド機（庫内が 3 室のもの）	E=0.630Vb+1474
	B タイプ（商品そのものを視認し、商品販売を行うもの）	コールド専用機	E=0.477V+750
		ホットアンドコールド機	E=0.401Vb+1261
カップ式飲料	—		E=1020[T ≤ 1500] E=0.293T+580[T > 1500]

- 備考) 1 「コールド専用機」とは、商品を冷蔵して販売するためのものをいう。
- 2 「ホットオアコールド機」とは、商品を冷蔵又は温蔵どちらか一方にして販売するためのものをいう。
- 3 「ホットアンドコールド機」とは、自動販売機の内部が仕切壁で仕切られ、商品を冷蔵又は温蔵して販売するためのものをいう。
- 4 E,V,Va,Vb 及び T は、次の数値を表すものとする。
- E : 基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）
- V : 実庫内容積（商品を貯蔵する庫室の内寸法から算出した数値をいう。）（単位：L）
- Va : 調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に 40 を乗じて 11 で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。）（単位：L）
- Vb : 調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に 40 を乗じて 10 で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。）（単位：L）
- T : 調整熱容量（湯タンク容量に 80 を乗じた数値、冷水槽容量に 15 を乗じた数値及び貯水量に 95 を乗じて 0.917 で除した数値の総和に 4.19 を乗じた数値）（単位：kJ）
- 5 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 289 号（平成 19 年 11 月 26 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

表2 飲料自動販売機に係る環境配慮設計項目

目 的	評 価 項 目	評 価 基 準
リデュース(省資源化)	使用資源の削減	製品の質量を削減抑制していること。
	再生材の使用	再生材の使用を促進していること。
	製品の長寿命化	オーバーホール、リニューアルへの配慮をしていること。
		製品の分解・組立性への配慮・改善をしていること。
		修理・保守性への配慮をしていること。
	消費電力量の削減	製品の消費電力量の抑制が図られていること。設置条件、設定条件の適正化等の運用支援を行っていること。
リユース(再使用化)	リユース部品の選定	リユース部品について設計段階から選定し、共通化・標準化に配慮していること。
	製品での配慮	リユース対象部品の分解・組立性に配慮していること。
	部品のリユース設計	リユース対象部品への表示、清掃・洗浄、与寿命判定の容易性に配慮していること。
リサイクル(再資源化)	材料	リサイクル可能な材料を選択していること。
		プラスチックの種類の一貫化及び材料表示を行っていること。
		リサイクル困難な部材の使用削減を図っていること。
	分解容易性	事前分別対象部品の分解容易性に配慮していること。

(2) 目標の立て方

当該年度の契約又は使用許可により調達する飲料自動販売機設置の総設置台数に占める基準を満たす設置台数の割合とする。